

平成24年度

あまがさきの介護

尼崎市健康福祉局福祉部
介護保険事業担当

『あまがさきの介護』 目次

I	一般状況	1
1	市勢	3
	(1)尼崎市の沿革	3
	(2)尼崎市の位置及び面積	3
2	高齢者の状況	3
	(1)高齢者人口の推移(住民基本台帳人口)	3
	(2)行政区別高齢化率	4
3	介護保険制度のあゆみ	5
4	組織図と事務分掌(平成25年4月1日現在)	6
5	介護サービス利用手順	7
II	被保険者	9
1	第1号被保険者数の年度末・月別推移	11
2	行政区別 年齢別第1号被保険者数	11
III	保険料	13
1	年度別保険料(年額)の推移	15
2	保険料収納状況	19
	(1)全般	19
	(2)行政区別	21
	(3)所得段階別	22
IV	認定審査	23
1	介護認定審査会	25
2	年度・月別要支援・要介護認定申請状況	25
3	年度末・月別要介護度別認定者状況	26
4	年度末・月別認定率	29
5	行政区別 要介護度別認定者状況	30

V	保険給付等	31
1	介護サービス利用者状況	33
	(1)居宅介護(介護予防)サービス利用者数	33
	(2)地域密着型(介護予防)サービス利用者数	34
	(3)施設別介護サービス利用者数	35
	(4)要介護(要支援)認定者に占めるサービス利用者数の割合	36
2	保険給付費審査年度別・月別支給額	37
	(1)平成12～17年度 年度別支給額	37
	(2)平成24年度月別支給額及び18～23年度支給額	38
3	居宅サービス利用者の支給限度額に対するサービス利用率	44
4	高額介護(予防)サービス費支給状況	46
5	高額医療合算介護(予防)サービス費支給状況	46
6	減免認定状況	46
	(1)食費・居住費に係る負担額限度額認定	46
	(2)利用者負担減額・免除認定	46
	(3)介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定	46
7	一般施策	47
	(1)社会福祉法人による生活困窮者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減措置事業	47
	(2)障害者ホームヘルプ利用者に対する支援措置事業	47
VI	地域支援事業	49
1	介護予防事業	51
	(1)高齢者二次予防事業施策	51
	(2)一般高齢者施策	51
2	包括的支援事業	53
	(1)地域包括支援センターの設置状況	53
	(2)介護予防ケアマネジメント業務	53
	(3)総合相談支援、権利擁護業務	53
	(4)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	54
3	任意事業	55
	(1)認知症高齢者介護者支援事業	55
	(2)家族介護慰労事業	55
	(3)シルバーハウジング生活援助員派遣事業	55

(4)徘徊高齢者家族支援サービス事業	55
(5)高齢者向けグループハウス運営事業	56
(6)高齢者自立支援型食事サービス事業	56
(7)住宅改造相談事業	56
(8)家族介護用品支給事業	56
(9)住宅改修支援事業	56
(10)介護相談員派遣事業	57
(11)介護給付適正化事業	57
(12)成年後見制度利用支援事業	57
(13)高齢者緊急一時保護事業	57
VII その他	59
1 広報活動	61
(1)パンフレットの作成・配布	61
(2)保険料のしおり	61
(3)介護保険だよりの発行	61
(4)市報あまがさきへの掲載	61
(5)市民への説明(市政出前講座)等	61
(6)ホームページへの掲載	61
2 苦情相談件数	61
3 相談・苦情への対応	62
(1)要介護認定、保険料徴収について	62
(2)サービスの利用について	62
4 尼崎市内 介護保険事業者数	63
(1)介護保険事業者数	63
(2)市内の介護保険施設	64
5 尼崎市地域包括支援センター運営協議会	65
(1)設置年月日	65
(2)設置目的	65
(3)組織	65
(4)所掌事項	65
(5)平成24年度開催回数	65
(6)地域包括支援センターについて	65

6	尼崎市地域密着型サービス運営委員会	66
	(1)設置年月日	66
	(2)設置目的	66
	(3)組織	66
	(4)所掌事項	66
	(5)平成24年度開催回数	66
7	尼崎居宅介護支援事業連絡会	67
	(1)設立	67
	(2)目的	67
	(3)会員数	67
	(4)主な活動内容	67
VIII	財政・条例等	69
1	財政	71
	(1)平成24年度介護保険事業費歳入歳出決算(見込)	71
	(2)平成25年度介護保険事業費歳入歳出予算(当初)	72
	(3)介護保険事業に係る基金の状況	73
2	条例等(平成25年4月1日現在)	74
	(1)尼崎市介護保険条例	74
	(2)尼崎市介護保険規則	87
	(3)尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の 人員、設備及び運営の基準等を定める条例	91
	(4)尼崎市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例	96

I 一般狀況

1 市勢

(1) 尼崎市の沿革

- 1916年（大正5年） 市制の施行
- 1936年（昭和11年） 小田村と解消合併
- 1942年（昭和17年） 立花村・大庄村・武庫村を合併
- 1947年（昭和22年） 園田村を合併し、
ほぼ現在の市域となる



(2) 尼崎市の位置及び面積

阪神広域圏に属し、大阪平野の西部にあって、兵庫県の南東部に位置し、東西8.3キロメートル、南北11.5キロメートル、総面積50.27平方キロメートルである。市域の東は神崎川、左門殿川を隔てて大阪市と、猪名川を挟んで豊中市と接し、北は伊丹市と、西は武庫川を境に西宮市と接し、南は大阪湾に面している。

2 高齢者の状況

(1) 高齢者人口の推移(住民基本台帳人口) ※平成24年以前は外国籍を含まない。(単位:人)

区 分	平成12年3月末		平成13年3月末		平成14年3月末		平成15年3月末		平成16年3月末		平成17年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	466,380	100.0%	464,170	100.0%	463,256	100.0%	462,386	100.0%	462,082	100.0%	460,263	100.0%
40歳以上人口	238,442	51.1%	238,562	51.4%	239,428	51.7%	240,432	52.0%	241,651	52.3%	243,389	52.9%
65歳以上人口	74,659	16.0%	77,817	16.8%	80,596	17.4%	83,499	18.1%	85,686	18.5%	88,147	19.2%
75歳以上人口	28,088	6.0%	29,492	6.4%	30,969	6.7%	32,219	7.0%	33,938	7.3%	35,505	7.7%
65歳以上に占める割合	37.6%	—	37.9%	—	38.4%	—	38.6%	—	39.6%	—	40.3%	—

区 分	平成18年3月末		平成19年3月末		平成20年3月末		平成21年3月末		平成22年3月末		平成23年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	459,568	100.0%	458,958	100.0%	458,603	100.0%	459,933	100.0%	460,245	100.0%	458,754	100.0%
40歳以上人口	245,027	53.3%	246,524	53.7%	249,161	54.3%	252,580	54.9%	255,924	55.6%	258,730	56.4%
65歳以上人口	91,182	19.8%	95,052	20.7%	97,962	21.4%	101,276	22.0%	103,862	22.6%	104,695	22.8%
75歳以上人口	37,119	8.1%	38,971	8.5%	40,854	8.9%	42,603	9.3%	44,780	9.7%	47,163	10.3%
65歳以上に占める割合	40.7%	—	41.0%	—	41.7%	—	42.1%	—	43.1%	—	45.0%	—

区 分	平成24年3月末A		平成25年3月末B		前年度末比 B/A
	人数	割合	人数	割合	
総人口	457,216	100.0%	467,673	100.0%	102.3%
40歳以上人口	261,433	57.2%	271,099	58.0%	101.0%
65歳以上人口	107,140	23.4%	113,539	24.3%	102.3%
75歳以上人口	49,111	10.7%	52,240	11.2%	104.1%
65歳以上に占める割合	45.8%	—	46.0%	—	—

(2) 行政区別高齢化率(平成25年3月31日現在 住民基本台帳人口) (単位:人)

区 分	全市	中央	小田	大庄	立花	武庫	園田
総人口	467,673	53,689	74,896	56,703	110,045	77,905	94,435
40歳以上人口	271,099	33,418	44,878	34,456	63,350	43,366	51,631
65歳以上人口	113,539	14,688	19,748	15,913	25,920	17,114	20,156
75歳以上人口	52,240	7,092	9,473	7,629	11,723	7,525	8,798
高齢化率	24.3%	27.4%	26.4%	28.1%	23.6%	22.0%	21.3%

※ 高齢化率は、総人口に占める65歳以上人口の割合。

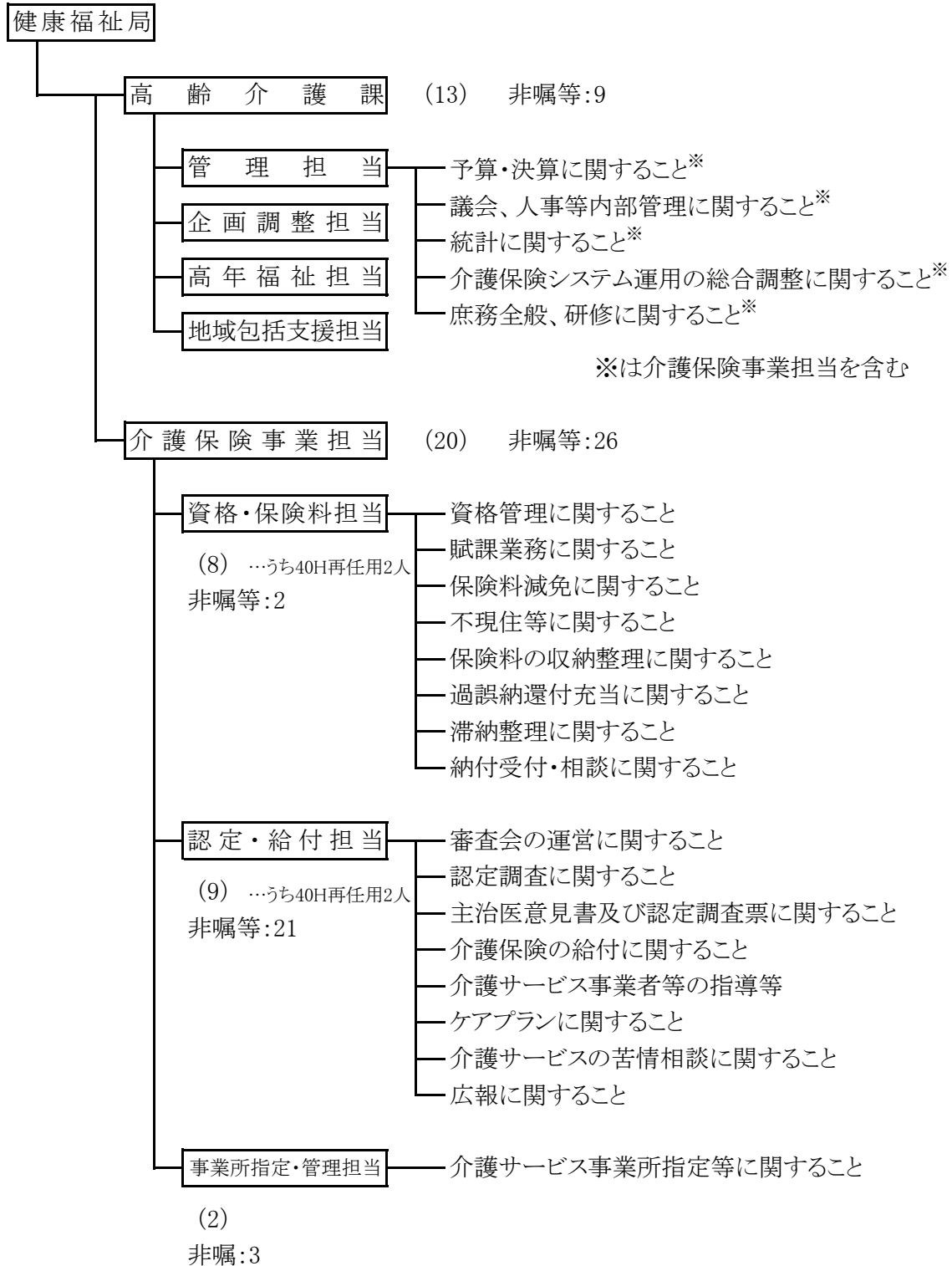
3 介護保険制度のあゆみ

	国	市
H 9 . 12 . 17	介護保険法(法律第123号)公布	
H 10 . 4 . 1		介護保険準備室設置
H 10 . 4 . 10	介護支援専門員に関する省令	
H 10 . 8 . 1		高齢者等に関する実態調査実施
H 10 . 8 . 24		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会発足
H 11 . 4 . 1		介護保険課設置
H 11 . 8 . 26		尼崎市介護認定審査会委員委嘱(90名)
H 11 . 9 . 13		要支援・要介護認定申請受付開始
H 11 . 10 . 1		準備要支援・要介護認定審査開始
H 12 . 2 . 3		尼崎市居宅介護支援事業連絡会発足
H 12 . 2 . 10	厚生省告示第19号他(介護報酬) 厚生省告示第37号(短期入所サービス区分の利用枠拡大)	
H 12 . 2 . 21	平成11年度介護保険円滑導入臨時特例交付金について(通知)	
H 12 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定
H 12 . 3 . 24	厚生省告示第92号(短期入所サービスの振替措置)	
H 12 . 4 . 1	介護保険法施行	尼崎市介護保険条例施行
H 12 . 9 . 11		平成12年度介護保険料決定通知発送
H 12 . 10 . 1		保険料徴収開始(半額徴収) いきいき健康づくり事業(保健福祉事業)開始
H 14 . 8 . 1		介護相談員派遣事業実施
H 15 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 15 . 4 . 1		尼崎市介護保険条例改正
H 16 . 6 . 1		いきいき100万歩運動実施
H 17 . 10 . 1	介護保険法改正(施設給付見直し)	
H 18 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 18 . 4 . 1	介護保険法改正(新予防給付、地域密着型サービス、地域包括支援センター設置等)	尼崎市介護保険条例改正、介護保険規則改正
H 21 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 21 . 4 . 1	介護保険法改正(介護報酬3%引上げ)	尼崎市介護保険条例改正、尼崎市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定
H 24 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 24 . 4 . 1	介護保険法改正(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス新設)	尼崎市介護保険条例改正
H 25 . 4 . 1	介護保険法改正(指定居宅サービス事業者等の人員基準等の条例委任)	尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行

4 組織図と事務分掌

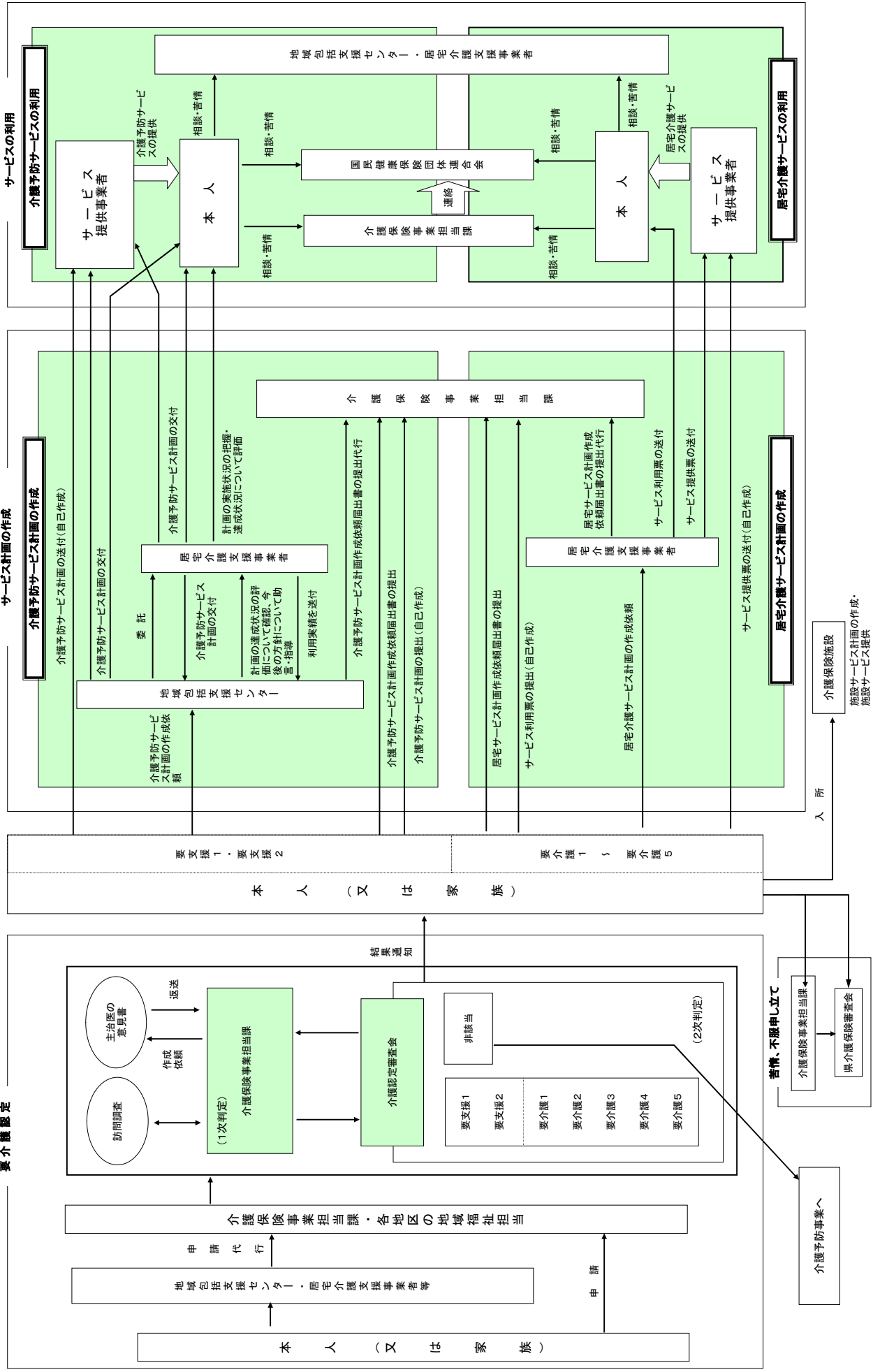
組織図(平成25年4月1日現在)

※ ()内は職員数



※ 健康増進課において、介護予防事業の一部を実施している。

5 介護サービス利用手順



III 被保險者

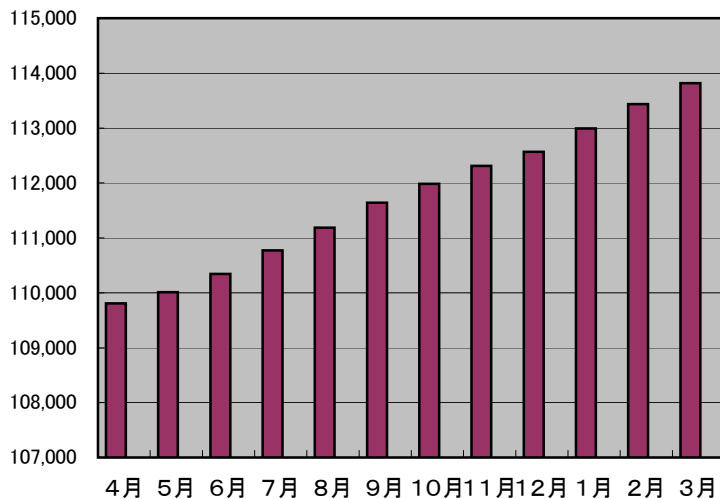
1 第1号被保険者数の年度末・月別推移

(単位:人)

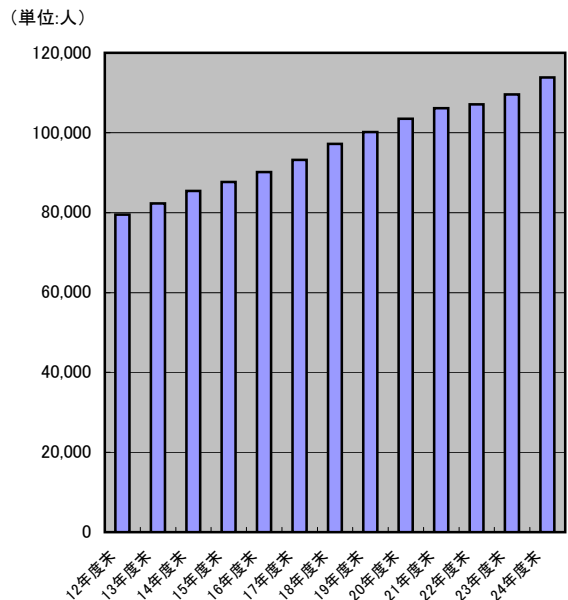
	被保険者数	資格取得				資格喪失				
		転入	65歳 到達	適用除外 非該当	その他	転出	職権喪失	死亡	適用除外 該当	その他
11年度末	76,272	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12年度末	79,456	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13年度末	82,314	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14年度末	85,422	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15年度末	87,660	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16年度末	90,141	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17年度末	93,190	699	6,746	1	25	1,051	36	3,325	6	4
18年度末	97,201	734	7,567	3	77	910	100	3,343	10	7
19年度末	100,172	739	6,756	1	45	858	106	3,587	8	11
20年度末	103,506	851	6,973	3	24	872	42	3,572	13	18
21年度末	106,188	885	6,195	1	59	858	42	3,544	4	10
22年度末	107,086	810	4,890	5	31	877	15	3,926	6	14
23年度末 A	109,562	810	6,684	0	13	946	71	3,990	8	16
24年度 4月	109,806	74	595	0	2	95	8	324	0	0
5月	110,009	78	577	0	0	94	0	356	2	0
6月	110,343	75	625	1	1	76	3	285	2	2
7月	110,774	77	754	0	2	75	5	320	1	1
8月	111,187	61	733	0	5	71	3	310	1	1
9月	111,638	59	745	0	6	65	3	288	0	3
10月	111,985	65	697	0	7	90	3	324	1	4
11月	112,312	75	667	0	7	80	2	338	0	2
12月	112,567	63	634	1	8	62	6	382	1	0
1月	112,990	62	877	2	2	69	5	444	2	0
2月	113,436	70	798	0	4	77	1	346	1	1
B 3月	113,820	103	756	0	4	87	53	338	0	1
24年度中異動計	—	862	8,458	4	48	941	92	4,055	11	15
前年度末比B/A	103.9%	106.4%	126.5%	—	369.2%	99.5%	129.6%	101.6%	137.5%	93.8%

注) 被保険者数は月末現在の人数

(単位:人) 第1号被保険者数の月別推移



第1号被保険者数の年度末別推移



2 行政区別 年齢別第1号被保険者数

(単位:人)

	中央	小田	大庄	立花	武庫	園田	市外	合計
65歳～74歳	7,591	10,269	8,279	14,193	9,587	11,353	44	61,316
75歳 以上	7,065	9,428	7,626	11,707	7,521	8,781	376	52,504
合 計	14,656	19,697	15,905	25,900	17,108	20,134	420	113,820

注) 平成25年3月末現在被保険者台帳による人数

Ⅲ 保險料

1 年度別保険料(年額)の推移(平成21年度から平成25年度)

平成25年度の保険料等(平成24年度～平成26年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支給給付受給者 ・高齢福祉年金受給者であって世帯全員が 市民税非課税の人	0.5	32,048
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円 以下の人	0.625	40,060
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と 合計所得金額の合計が80万円を超え120万円 以下の人	0.685	43,906
第4段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、 第2段階、第3段階以外の人	0.75	48,072
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、 本人は市民税非課税であり、本人の課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	57,686
第6段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、 本人は市民税非課税であり、本人の課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 (基準額)	64,095
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が125万円以下の人	1.15	73,710
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が125万円を超え190万円未満の人	1.25	80,119
第9段階	基準所得金額変更に伴う第7段階からの激変緩和 措置対象者	H24 1,3333	85,458
		H25 1,4167	90,804
		H26 1.5	96,143
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が190万円以上400万円未満の人	1.5	96,143
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	104,155
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が600万円以上の人	1.75	112,167

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

平成23年度の保険料等(平成21年度～平成23年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支給給付受給者 ・高齢福祉年金受給者であって世帯全員が 市民税非課税の人	0.5	28,265
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円 以下の人	0.625	35,331
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、 第2段階以外の人	0.75	42,397
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、 本人は市民税非課税であり、本人の課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	50,877
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、 本人は市民税非課税であり、本人の課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 (基準額)	56,529 (57,347)
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が125万円以下の人	1.15	65,009
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が125万円を超え200万円未満の人	1.25	70,662
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が200万円以上400万円未満の人	1.5	84,794
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	91,860
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が600万円以上の人	1.75	98,926

※平成21年度の保険料(平成21年度～平成23年度)の表中にある第5段階(基準額の保険料年額欄の()内の金額57,347円は、平成21年度からの介護報酬単価引き上げ分を全額、保険料で負担した場合(介護従事者処遇改善臨時特例交付金が無かった場合)の金額です。

2 年度別保険料(年額)の推移(平成18年度から平成23年度)

平成23年度の保険料等(平成21年度～平成23年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人	0.5	28,265
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.625	35,331
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.75	42,397
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	50,877
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 (基準額)	56,529 (57,347)
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	1.15	65,009
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人	1.25	70,662
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	1.5	84,794
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	91,860
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.75	98,926

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

平成20年度の保険料等(平成18年度～平成20年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者(H20～) ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人	0.5	28,484
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.625	35,605
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.75	42,726
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の人	1.0 (基準額)	56,968
第5段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	1.25	71,210
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	1.5	85,452
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	92,573
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.75	99,694

※第5段階(基準額)の保険料年額欄の()内の金額57,347円は、平成21年度からの介護報酬単価引き上げ分を全額、保険料で負担した場合(介護従事者処遇改善臨時特例交付金がなかった場合)の金額です。

3 年度別保険料(年額)の推移(平成20年度まで)

平成20年度の保険料等(平成18年度～平成20年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 中国残留邦人等支援助給受給者(H20～) 老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の場合 	0.5	28,484
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の場合 	0.625	35,605
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の場合 	0.75	42,726
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の場合 	1.0 (基準額)	56,968
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の場合 	1.25	71,210
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の場合 	1.5	85,452
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の場合 	1.625	92,573
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上の場合 	1.75	99,694

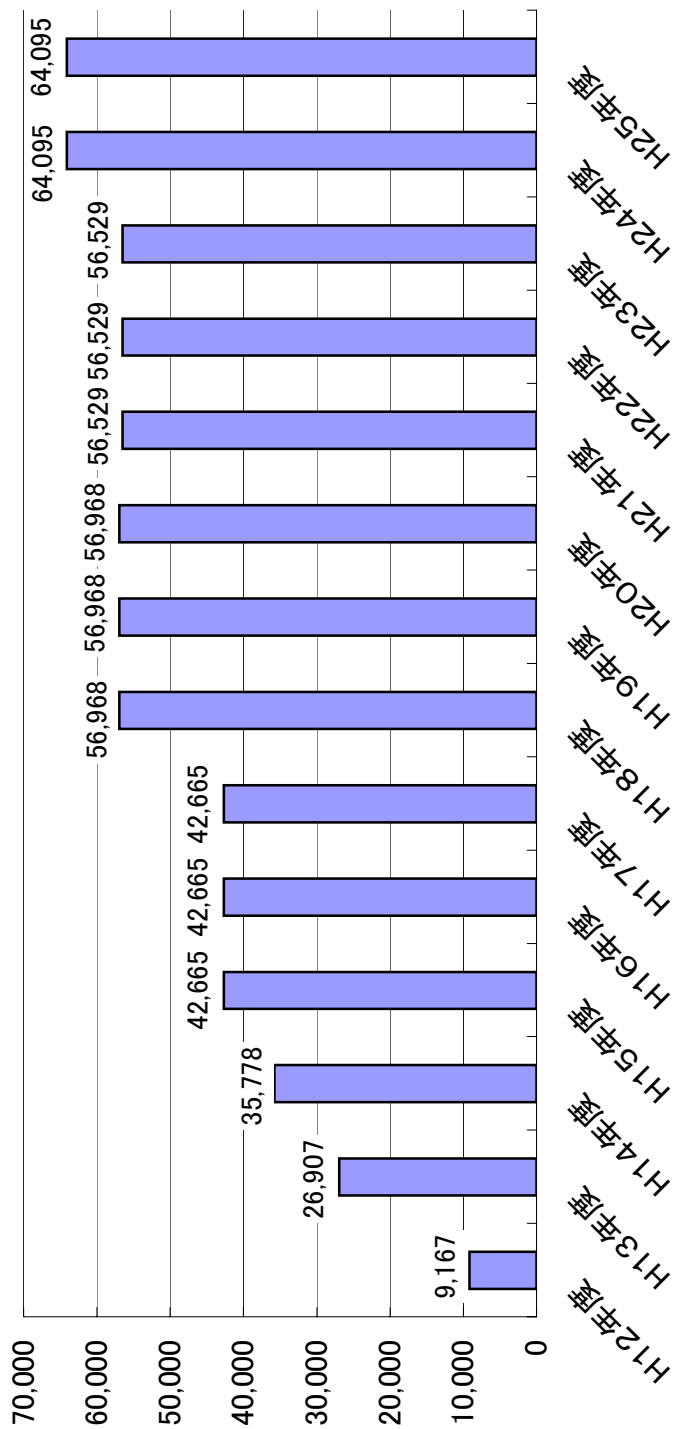
従来の段階等

所得段階	対象者	保険料率	年度別の年間保険料(円)			
			12年度	13年度	14年度	15～17年度
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の場合 	0.5	4,584	13,454	17,889	21,333
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市民税非課税の場合 	0.75	6,876	20,181	26,834	31,999
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の場合 	1.0 (基準額)	9,167	26,907	35,778	42,665
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の場合(平成14年度まで250万円未満) 	1.25	11,459	33,634	44,723	53,332
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の場合(平成14年度まで250万円以上) 	1.5	13,751	40,361	53,667	63,998

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

保険料(基準額年額)の推移グラフ

(単位:円)



* 保険料は平成12年4月～9月までは国が全額負担、平成12年10月～平成13年9月までは国が半額負担

* 平成21～平成23年度の基準額 56,529円は、介護従事者処遇改善臨時特例交付金による負担軽減後の金額。軽減前の基準額は、57,347円。

2 保険料収納状況

(1) 全般

現年度分

(単位:人数(人)、金額(円))

徴収区分	内訳	調 定		収 納		未 納		収納率 (%)
		人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
平成24年度A	特別徴収	100,231	5,888,502,235	100,231	5,888,502,235	0	0	100.00
	普通徴収	23,857	907,624,337	21,230	770,361,152	3,867	137,263,185	84.88
	合 計	124,088	6,796,126,572	121,461	6,658,863,387	3,867	137,263,185	97.98
平成23年度B	特別徴収	97,058	5,122,275,644	97,058	5,122,275,644	0	0	100.00
	普通徴収	20,899	709,017,502	18,489	595,883,204	3,520	113,134,298	84.04
	合 計	117,957	5,831,293,146	115,547	5,718,158,848	3,520	113,134,298	98.06
平成22年度	特別徴収	96,079	5,075,152,572	96,079	5,075,152,572	0	0	100.00
	普通徴収	20,310	715,692,857	17,946	599,510,518	3,506	116,182,339	83.77
	合 計	116,389	5,790,845,429	114,025	5,674,663,090	3,506	116,182,339	97.99
平成21年度	特別徴収	94,073	4,973,529,225	94,073	4,973,529,225	0	0	100.00
	普通徴収	21,887	768,123,337	19,290	643,165,330	3,821	124,958,007	83.73
	合 計	115,960	5,741,652,562	113,363	5,616,694,555	3,821	124,958,007	97.82
平成20年度	特別徴収	90,655	4,892,404,891	90,655	4,892,404,891	0	0	100.00
	普通徴収	22,164	797,618,555	19,554	671,228,184	3,869	126,390,371	84.15
	合 計	112,819	5,690,023,446	110,209	5,563,633,075	3,869	126,390,371	97.78
平成19年度	特別徴収	87,932	4,757,703,053	87,932	4,757,703,053	0	0	100.00
	普通徴収	22,055	768,140,492	19,496	648,919,896	3,721	119,220,596	84.48
	合 計	109,987	5,525,843,545	107,428	5,406,622,949	3,721	119,220,596	97.84
平成18年度	特別徴収	81,413	4,203,648,431	81,413	4,203,648,431	0	0	100.00
	普通徴収	31,283	1,079,284,521	28,467	955,349,705	4,184	123,934,816	88.52
	合 計	112,696	5,282,932,952	109,880	5,158,998,136	4,184	123,934,816	97.65
平成17年度	特別徴収	73,907	2,876,508,433	73,907	2,876,508,433	0	0	100.00
	普通徴収	29,497	842,637,012	27,041	754,510,903	3,676	88,126,109	89.54
	合 計	103,404	3,719,145,445	100,948	3,631,019,336	3,676	88,126,109	97.63
平成16年度	特別徴収	71,504	2,797,943,723	71,504	2,797,943,723	0	0	100.00
	普通徴収	28,747	826,212,911	26,345	740,532,274	3,575	85,680,637	89.63
	合 計	100,251	3,624,156,634	97,849	3,538,475,997	3,575	85,680,637	97.64
平成15年度	特別徴収	69,092	2,707,943,771	69,092	2,707,943,771	0	0	100.00
	普通徴収	29,193	843,851,168	26,793	759,172,003	3,665	84,679,165	89.97
	合 計	98,285	3,551,794,939	95,885	3,467,115,774	3,665	84,679,165	97.62
平成14年度	特別徴収	66,283	2,174,091,664	66,283	2,174,091,664	0	0	100.00
	普通徴収	29,122	713,010,245	26,960	647,600,138	3,336	65,410,107	90.83
	合 計	95,405	2,887,101,909	93,243	2,821,691,802	3,336	65,410,107	97.73
平成13年度	特別徴収	63,340	1,594,989,234	63,340	1,594,989,234	0	0	100.00
	普通徴収	29,820	526,036,302	27,720	478,776,837	3,347	47,259,465	91.02
	合 計	93,160	2,121,025,536	91,060	2,073,766,071	3,347	47,259,465	97.77
平成12年度	特別徴収	58,857	533,989,854	58,857	533,989,854	0	0	100.00
	普通徴収	22,288	171,284,841	20,455	155,565,992	2,787	15,718,849	90.82
	合 計	81,145	705,274,695	79,312	689,555,846	2,787	15,718,849	97.77
前年度比A/B	特別徴収	103.27%	114.96%	103.27%	114.96%	0.00%	0.00%	100.00%
	普通徴収	114.15%	128.01%	114.83%	129.28%	109.86%	121.33%	101.00%
	合 計	105.20%	116.55%	105.12%	116.45%	109.86%	121.33%	99.92%

※ 各年度分とも翌年度5月末現在

滞納繰越分

(単位:人数(人)、金額(円))

内訳 徴収区分	調 定		取 納		不 納 欠 損		翌 年 度 繰 越		収納率 (%)	
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額		
平成24年度A	普通徴収	4,571	227,383,481	1,081	23,455,129	2,765	93,136,266	3,120	110,792,086	10.32
	合 計	4,571	227,383,481	1,081	23,455,129	2,765	93,136,266	3,120	110,792,086	10.32
平成23年度B	普通徴収	4,627	237,072,003	1,198	25,501,803	2,880	96,931,016	3,130	114,639,184	10.76
	合 計	4,627	237,072,003	1,198	25,501,803	2,880	96,931,016	3,130	114,639,184	10.76
平成22年度	普通徴収	4,908	246,477,713	1,321	28,321,484	2,895	97,035,259	3,333	121,120,970	11.49
	合 計	4,908	246,477,713	1,321	28,321,484	2,895	97,035,259	3,333	121,120,970	11.49
平成21年度	普通徴収	5,069	244,602,673	1,241	25,774,477	2,996	95,745,284	3,372	123,082,912	10.54
	合 計	5,069	244,602,673	1,241	25,774,477	2,996	95,745,284	3,372	123,082,912	10.54
平成20年度	普通徴収	5,038	234,886,736	1,213	23,562,169	2,964	92,849,825	3,419	118,474,742	10.03
	合 計	5,038	234,886,736	1,213	23,562,169	2,964	92,849,825	3,419	118,474,742	10.03
平成19年度	普通徴収	4,974	207,683,452	1,339	24,562,501	2,606	67,177,643	3,453	115,943,308	11.83
	合 計	4,974	207,683,452	1,339	24,562,501	2,606	67,177,643	3,453	115,943,308	11.83
平成18年度	普通徴収	4,496	167,217,918	1,246	19,474,509	2,499	63,768,941	3,014	83,974,468	11.65
	合 計	4,496	167,217,918	1,246	19,474,509	2,499	63,768,941	3,014	83,974,468	11.65
平成17年度	普通徴収	4,459	161,731,447	1,381	22,856,173	2,369	59,197,711	2,882	79,677,563	14.13
	合 計	4,459	161,731,447	1,381	22,856,173	2,369	59,197,711	2,882	79,677,563	14.13
平成16年度	普通徴収	4,322	145,113,671	1,421	22,216,926	2,131	46,716,495	2,812	76,180,250	15.31
	合 計	4,322	145,113,671	1,421	22,216,926	2,131	46,716,495	2,812	76,180,250	15.31
平成15年度	普通徴収	4,083	105,953,699	1,331	16,641,254	1,945	28,603,812	2,610	60,708,633	15.71
	合 計	4,083	105,953,699	1,331	16,641,254	1,945	28,603,812	2,610	60,708,633	15.71
平成14年度	普通徴収	3,677	58,572,638	1,299	11,164,981	1,366	6,787,284	2,463	40,620,373	19.06
	合 計	3,677	58,572,638	1,299	11,164,981	1,366	6,787,284	2,463	40,620,373	19.06
平成13年度	普通徴収	2,787	15,144,322	2,373	3,523,958	0	0	1,778	11,620,364	23.27
	合 計	2,787	15,144,322	2,373	3,523,958	0	0	1,778	11,620,364	23.27
前年度比A/B	普通徴収	98.79%	95.91%	90.23%	91.97%	96.01%	96.09%	99.68%	96.64%	95.91%
	合 計	98.79%	95.91%	90.23%	91.97%	96.01%	96.09%	99.68%	96.64%	95.91%

※ 3月末現在

- ・ 収納の人数については、一部でも収納した人をカウントしている。そのため、収納と未納の人数の計と調定人数とは一致しない。
- ・ 人数について、年度途中で徴収方法が変更になった場合、及び特別徴収と普通徴収の両方がある場合についてはそれぞれにカウントしている。

口座振替加入率 20.90 % (前年度 22.25%)
 減 免 1,846 件 17,593,672 円 (前年度 1,707件 14,752,313円)
 被 災 11 件 314,472 円 所得激減 314 件 4,114,418 円
 (内訳) 生活困窮 1,399 件 11,838,259 円 制度的 63 件 492,739 円
 そ の 他 59 件 833,784 円 合 計 1,846 件 17,593,672 円

(2) 行政区別

現年度分

(単位:人数(人)、金額(円))

内訳 行政区	調 定		取 納		未 納		収納率 (%)
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
中 央	16,019	844,584,221	15,577	823,672,624	627	20,911,597	97.52
小 田	21,467	1,152,510,842	21,019	1,128,190,306	672	24,320,536	97.89
大 庄	17,266	924,231,204	16,893	904,902,408	547	19,328,796	97.91
立 花	28,244	1,578,979,325	27,703	1,550,221,460	822	28,757,865	98.18
武 庫	18,680	1,041,830,716	18,330	1,022,763,113	511	19,067,603	98.17
園 田	21,894	1,230,246,502	21,426	1,205,456,915	680	24,789,587	97.98
市 外	518	23,743,762	513	23,656,561	8	87,201	99.63
合 計	124,088	6,796,126,572	121,461	6,658,863,387	3,867	137,263,185	97.98

※ 翌年度5月末現在

滞納繰越分

(単位:人数(人)、金額(円))

内訳 行政区	調 定		取 納		不 納 欠 損		翌 年 度 繰 越		収納率 (%)
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
中 央	736	34,898,852	137	2,857,837	460	14,920,315	516	17,120,700	8.19
小 田	802	41,973,152	212	4,554,340	497	17,196,414	531	20,222,398	10.85
大 庄	651	31,672,155	180	3,478,508	380	12,706,077	443	15,487,570	10.98
立 花	938	46,970,406	211	4,730,795	565	19,024,187	646	23,215,424	10.07
武 庫	613	31,257,976	138	3,511,173	368	12,443,232	433	15,303,571	11.23
園 田	814	40,448,897	197	4,228,101	490	16,831,953	544	19,388,843	10.45
市 外	17	162,043	6	94,375	5	14,088	7	53,580	58.24
合 計	4,571	227,383,481	1,081	23,455,129	2,765	93,136,266	3,120	110,792,086	10.32

※ 3月末現在の調定収納状況を翌年度5月末現在の住所地により行政区別に分類

- ・ 滞納繰越分の人数については、最終期別の行政区での実人数にて計上しています。

(3) 所得段階別

現年度分 内訳

(単位:人数(人)、金額(円))

段階区分	内訳	調 定		取 納		未 納		収納率 (%)
		人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
1	特徴	2,916	86,178,263	2,916	86,178,263	0	0	100.00
	普徴	5,195	150,397,260	5,094	145,859,179	371	4,538,081	96.98
	計	8,111	236,575,523	8,010	232,037,442	371	4,538,081	98.08
2	特徴	19,080	717,259,119	19,080	717,259,119	0	0	100.00
	普徴	5,150	156,648,951	4,085	116,814,908	1,375	39,834,043	74.57
	計	24,230	873,908,070	23,165	834,074,027	1,375	39,834,043	95.44
3	特徴	8,401	353,278,848	8,401	353,278,848	0	0	100.00
	普徴	659	18,081,162	550	13,849,008	152	4,232,154	76.59
	計	9,060	371,360,010	8,951	367,127,856	152	4,232,154	98.86
4	特徴	8,421	385,364,640	8,421	385,364,640	0	0	100.00
	普徴	866	25,602,920	721	19,011,499	209	6,591,421	74.26
	計	9,287	410,967,560	9,142	404,376,139	209	6,591,421	98.40
5	特徴	14,004	752,804,235	14,004	752,804,235	0	0	100.00
	普徴	4,044	155,953,312	3,612	131,182,429	606	24,770,883	84.12
	計	18,048	908,757,547	17,616	883,986,664	606	24,770,883	97.27
6	特徴	10,053	628,702,776	10,053	628,702,776	0	0	100.00
	普徴	600	21,146,974	536	17,266,323	93	3,880,651	81.65
	計	10,653	649,849,750	10,589	645,969,099	93	3,880,651	99.40
7	特徴	11,358	784,841,305	11,358	784,841,305	0	0	100.00
	普徴	2,330	104,879,892	1,975	80,633,284	515	24,246,608	76.88
	計	13,688	889,721,197	13,333	865,474,589	515	24,246,608	97.27
8	特徴	12,232	927,568,208	12,232	927,568,208	0	0	100.00
	普徴	1,772	82,968,439	1,586	69,346,068	258	13,622,371	83.58
	計	14,004	1,010,536,647	13,818	996,914,276	258	13,622,371	98.65
9	特徴	10,479	919,755,076	10,479	919,755,076	0	0	100.00
	普徴	2,312	126,608,813	2,168	113,753,256	238	12,855,557	89.85
	計	12,791	1,046,363,889	12,647	1,033,508,332	238	12,855,557	98.77
10	特徴	1,522	147,606,234	1,522	147,606,234	0	0	100.00
	普徴	400	25,675,969	386	24,372,333	23	1,303,636	94.92
	計	1,922	173,282,203	1,908	171,978,567	23	1,303,636	99.25
11	特徴	1,765	185,143,531	1,765	185,143,531	0	0	100.00
	普徴	529	39,660,645	517	38,272,865	27	1,387,780	96.50
	計	2,294	224,804,176	2,282	223,416,396	27	1,387,780	99.38
合計	特徴	100,231	5,888,502,235	100,231	5,888,502,235	0	0	100.00
	普徴	23,857	907,624,337	21,230	770,361,152	3,867	137,263,185	84.88
	計	124,088	6,796,126,572	121,461	6,658,863,387	3,867	137,263,185	97.98

※ 各年度分とも翌年度5月末現在

滞納繰越分

(単位:人数(人)、金額(円))

段階	内訳	調 定		取 納		不 納 欠 損		翌 年 度 繰 越		収納率 (%)
		人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
第1段階		631	11,741,122	142	1,713,558	343	5,985,665	342	4,041,899	14.59
第2段階		1,496	66,940,247	252	4,951,731	1,009	29,033,456	1,132	32,955,060	7.40
第3段階		395	18,936,784	112	2,432,129	237	7,668,543	266	8,836,112	12.84
第4段階		703	39,933,294	193	4,134,845	413	15,876,589	493	19,921,860	10.35
第5段階		123	6,902,680	38	849,436	78	2,770,562	78	3,282,682	12.31
第6段階		582	38,482,911	143	3,653,407	353	15,109,409	412	19,720,095	9.49
第7段階		346	21,731,938	97	2,527,866	179	8,354,537	220	10,849,535	11.63
第8段階		246	19,256,527	76	2,332,575	132	7,243,019	157	9,680,933	12.11
第9段階		21	1,337,439	9	299,949	8	400,393	10	637,097	22.43
第10段階		28	2,120,539	19	559,633	13	694,093	10	866,813	26.39
合 計		4,571	227,383,481	1,081	23,455,129	2,765	93,136,266	3,120	110,792,086	10.32

※ 3月末現在

※ 収納の人数については、一部でも収納した人をカウントしている。そのため、収納と未納の人数の計上と調定人数とは一致しない。

IV 認定審査

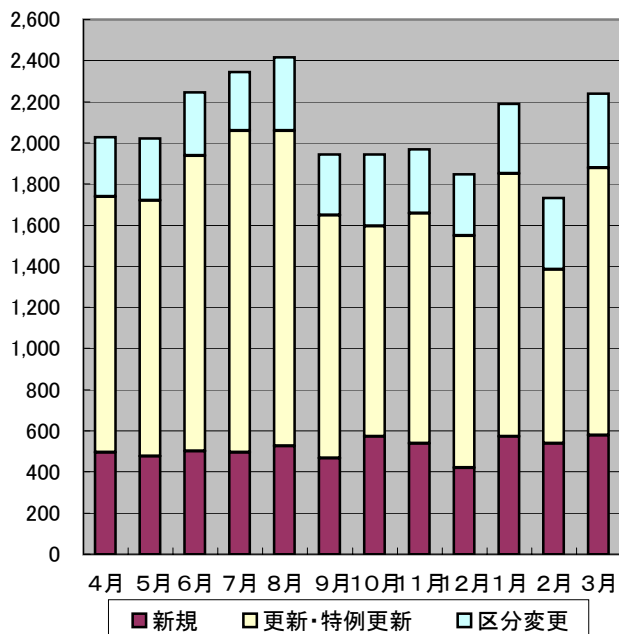
1 介護認定審査会

項目	内容
合議体数	18合議体
委員数及び内訳	139人（医療 98人・保健 19人・福祉 22人）（平成25年3月31日現在）
1回の審査件数	原則1回 55件
開催日時	月曜1開催・火曜～金曜2開催 毎日午後1時～
H24年度審査会開催数	計 437回（H23年度428回）
H24年度認定処理件数	計24,024件（介護扶助にかかると審査判定件数366件を除く H23年度23,681件）

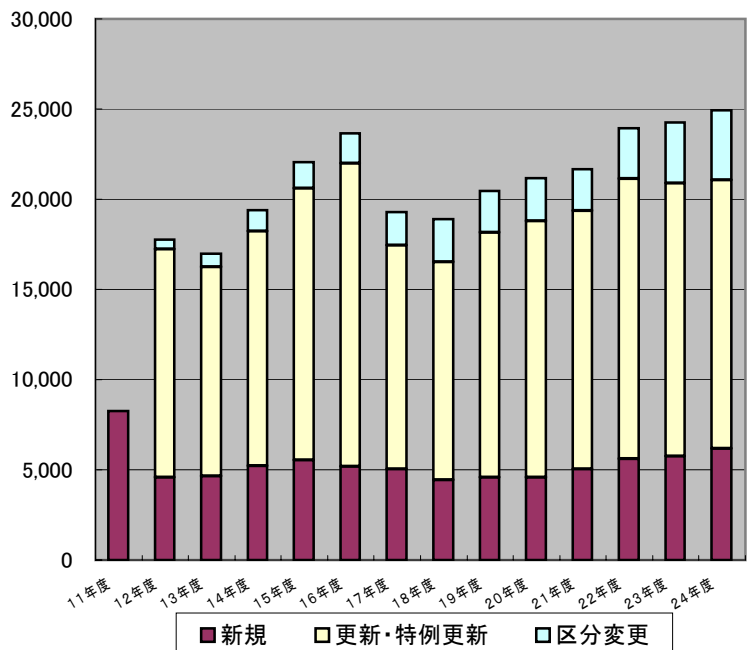
2 年度・月別要支援・要介護認定申請状況

	申請区分				
	新規	更新・特例更新	区分変更		
11年度	8,250	0	0		
12年度	17,760	4,558	12,688	514	
13年度	16,989	4,641	11,617	731	
14年度	19,414	5,202	13,021	1,191	
15年度	22,053	5,516	15,084	1,453	
16年度	23,642	5,176	16,796	1,670	
17年度	19,279	5,052	12,397	1,830	
18年度	18,888	4,417	12,119	2,352	
19年度	20,477	4,591	13,582	2,304	
20年度	21,161	4,559	14,246	2,356	
21年度	21,678	5,038	14,328	2,312	
22年度	23,939	5,601	15,533	2,805	
23年度	24,247	5,741	15,161	3,345	
24年度	24,918	6,175	14,903	3,840	
月別内訳	4月	2,027	495	1,245	287
	5月	2,023	477	1,242	304
	6月	2,246	500	1,439	307
	7月	2,345	495	1,563	287
	8月	2,415	526	1,533	356
	9月	1,943	466	1,183	294
	10月	1,944	571	1,023	350
	11月	1,968	537	1,122	309
	12月	1,847	421	1,128	298
	1月	2,190	573	1,277	340
	2月	1,731	537	846	348
	3月	2,239	577	1,302	360

平成24年度月別要支援・要介護認定申請状況
(単位:件)



年度別要支援・要介護認定申請状況
(単位:件)



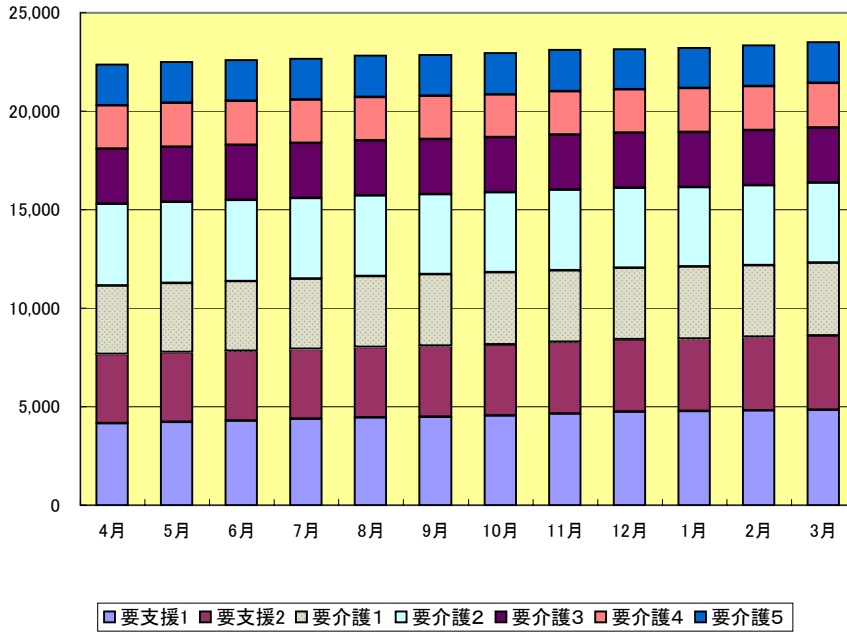
3 年度末・月別要介護度別認定者状況

		要支援		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
12年度末	第1号	788		2,498	1,974	1,380	1,398	1,056	9,094
	65歳～74歳	191		577	427	263	254	231	1,943
	75歳以上	597		1,921	1,547	1,117	1,144	825	7,151
	第2号	7		83	97	70	64	66	387
	小計	795		2,581	2,071	1,450	1,462	1,122	9,481
13年度末	第1号	919		3,303	2,497	1,584	1,503	1,180	10,986
	65歳～74歳	234		762	558	320	286	230	2,390
	75歳以上	685		2,541	1,939	1,264	1,217	950	8,596
	第2号	5		86	140	83	75	67	456
	小計	924		3,389	2,637	1,667	1,578	1,247	11,442
14年度末	第1号	1,465		4,320	2,759	1,630	1,620	1,322	13,116
	65歳～74歳	381		1,007	611	317	303	271	2,890
	75歳以上	1,084		3,313	2,148	1,313	1,317	1,051	10,226
	第2号	18		122	141	85	76	77	519
	小計	1,483		4,442	2,900	1,715	1,696	1,399	13,635
15年度末	第1号	2,031		5,312	2,527	1,992	1,776	1,576	15,214
	65歳～74歳	553		1,232	581	377	361	299	3,403
	75歳以上	1,478		4,080	1,946	1,615	1,415	1,277	11,811
	第2号	33		167	120	107	84	85	596
	小計	2,064		5,479	2,647	2,099	1,860	1,661	15,810
16年度末	第1号	2,782		5,450	2,636	2,122	1,987	1,668	16,645
	65歳～74歳	738		1,211	556	385	369	313	3,572
	75歳以上	2,044		4,239	2,080	1,737	1,618	1,355	13,073
	第2号	55		179	116	112	89	90	641
	小計	2,837		5,629	2,752	2,234	2,076	1,758	17,286
17年度末	第1号	3,255		5,649	2,813	2,338	2,084	1,675	17,814
	65歳～74歳	829		1,231	577	427	353	318	3,735
	75歳以上	2,426		4,418	2,236	1,911	1,731	1,357	14,079
	第2号	58		176	130	120	94	94	672
	小計	3,313		5,825	2,943	2,458	2,178	1,769	18,486
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
18年度末	第1号	2,388	1,889	4,534	2,977	2,580	2,127	1,934	18,429
	65歳～74歳	583	459	905	672	512	344	353	3,828
	75歳以上	1,805	1,430	3,629	2,305	2,068	1,783	1,581	14,601
	第2号	25	69	131	132	122	100	98	677
	小計	2,413	1,958	4,665	3,109	2,702	2,227	2,032	19,106
19年度末	第1号	2,673	3,627	1,754	3,647	2,968	2,301	1,822	18,792
	65歳～74歳	590	776	285	757	581	363	310	3,662
	75歳以上	2,083	2,851	1,469	2,890	2,387	1,938	1,512	15,130
	第2号	30	109	38	158	126	92	103	656
	小計	2,703	3,736	1,792	3,805	3,094	2,393	1,925	19,448
20年度末	第1号	2,846	3,490	2,052	3,702	2,959	2,310	1,795	19,154
	65歳～74歳	598	691	351	752	581	355	300	3,628
	75歳以上	2,248	2,799	1,701	2,950	2,378	1,955	1,495	15,526
	第2号	30	101	37	169	109	94	89	629
	小計	2,876	3,591	2,089	3,871	3,068	2,404	1,884	19,783
21年度末	第1号	2,758	3,388	2,785	3,715	2,893	2,481	1,943	19,963
	65歳～74歳	553	658	477	754	529	361	311	3,643
	75歳以上	2,205	2,730	2,308	2,961	2,364	2,120	1,632	16,320
	第2号	43	97	48	166	114	86	99	653
	小計	2,801	3,485	2,833	3,881	3,007	2,567	2,042	20,616
22年度末	第1号	3,339	3,339	3,119	3,990	2,760	2,213	2,074	20,834
	65歳～74歳	639	684	474	779	425	310	318	3,629
	75歳以上	2,700	2,655	2,645	3,211	2,335	1,903	1,756	17,205
	第2号	50	110	49	167	109	71	105	661
	小計	3,389	3,449	3,168	4,157	2,869	2,284	2,179	21,495
23年度末A	第1号	4,047	3,406	3,390	3,970	2,671	2,149	1,990	21,623
	65歳～74歳	720	730	491	728	372	308	310	3,659
	75歳以上	3,327	2,676	2,899	3,242	2,299	1,841	1,680	17,964
	第2号	70	128	54	173	96	66	97	684
	小計	4,117	3,534	3,444	4,143	2,767	2,215	2,087	22,307
24年度 4月末	第1号	4,087	3,399	3,399	3,966	2,704	2,143	1,973	21,671
	65歳～74歳	730	725	495	720	373	306	317	3,666
	75歳以上	3,357	2,674	2,904	3,246	2,331	1,837	1,656	18,005
	第2号	65	124	59	178	99	67	96	688
	小計	4,152	3,523	3,458	4,144	2,803	2,210	2,069	22,359

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
5月末	第1号	4,150	3,419	3,438	3,963	2,697	2,151	1,996	21,814
	65歳～74歳	741	715	506	725	371	310	329	3,697
	75歳以上	3,409	2,704	2,932	3,238	2,326	1,841	1,667	18,117
	第2号	65	132	58	172	93	69	94	683
	小計	4,215	3,551	3,496	4,135	2,790	2,220	2,090	22,497
6月末	第1号	4,233	3,406	3,476	3,939	2,699	2,169	2,007	21,929
	65歳～74歳	767	715	505	713	381	307	328	3,716
	75歳以上	3,466	2,691	2,971	3,226	2,318	1,862	1,679	18,213
	第2号	66	128	61	172	92	66	99	684
	小計	4,299	3,534	3,537	4,111	2,791	2,235	2,106	22,613
7月末	第1号	4,310	3,433	3,502	3,915	2,695	2,167	1,981	22,003
	65歳～74歳	788	726	494	707	394	297	324	3,730
	75歳以上	3,522	2,707	3,008	3,208	2,301	1,870	1,657	18,273
	第2号	65	121	65	169	86	69	100	675
	小計	4,375	3,554	3,567	4,084	2,781	2,236	2,081	22,678
8月末	第1号	4,386	3,453	3,536	3,911	2,704	2,164	1,984	22,138
	65歳～74歳	796	730	502	703	402	296	333	3,762
	75歳以上	3,590	2,723	3,034	3,208	2,302	1,868	1,651	18,376
	第2号	67	119	64	170	84	71	100	675
	小計	4,453	3,572	3,600	4,081	2,788	2,235	2,084	22,813
9月末	第1号	4,412	3,474	3,567	3,908	2,685	2,156	1,967	22,169
	65歳～74歳	802	735	504	706	397	304	334	3,782
	75歳以上	3,610	2,739	3,063	3,202	2,288	1,852	1,633	18,387
	第2号	66	123	67	173	82	64	104	679
	小計	4,478	3,597	3,634	4,081	2,767	2,220	2,071	22,848
10月末	第1号	4,463	3,487	3,600	3,898	2,686	2,145	1,991	22,270
	65歳～74歳	819	717	506	720	394	294	328	3,778
	75歳以上	3,644	2,770	3,094	3,178	2,292	1,851	1,663	18,492
	第2号	73	122	66	175	84	59	97	676
	小計	4,536	3,609	3,666	4,073	2,770	2,204	2,088	22,946
11月末	第1号	4,559	3,527	3,570	3,909	2,709	2,154	1,993	22,421
	65歳～74歳	840	735	493	721	391	298	334	3,812
	75歳以上	3,719	2,792	3,077	3,188	2,318	1,856	1,659	18,609
	第2号	74	119	72	178	83	61	95	682
	小計	4,633	3,646	3,642	4,087	2,792	2,215	2,088	23,103
12月末	第1号	4,660	3,544	3,579	3,877	2,693	2,150	1,964	22,467
	65歳～74歳	857	729	484	712	393	299	328	3,802
	75歳以上	3,803	2,815	3,095	3,165	2,300	1,851	1,636	18,665
	第2号	75	123	69	175	85	63	91	681
	小計	4,735	3,667	3,648	4,052	2,778	2,213	2,055	23,148
1月末	第1号	4,688	3,561	3,592	3,879	2,697	2,161	1,964	22,542
	65歳～74歳	855	729	492	704	400	294	322	3,796
	75歳以上	3,833	2,832	3,100	3,175	2,297	1,867	1,642	18,746
	第2号	73	125	65	162	82	70	91	668
	小計	4,761	3,686	3,657	4,041	2,779	2,231	2,055	23,210
2月末	第1号	4,731	3,606	3,587	3,895	2,692	2,192	1,971	22,674
	65歳～74歳	868	740	481	700	399	298	322	3,808
	75歳以上	3,863	2,866	3,106	3,195	2,293	1,894	1,649	18,866
	第2号	72	129	62	159	77	73	91	663
	小計	4,803	3,735	3,649	4,054	2,769	2,265	2,062	23,337
3月末 B	第1号	4,751	3,655	3,626	3,921	2,696	2,196	1,996	22,841
	65歳～74歳	863	748	480	702	410	297	332	3,832
	75歳以上	3,888	2,907	3,146	3,219	2,286	1,899	1,664	19,009
	第2号	78	126	62	156	80	73	98	673
	小計	4,829	3,781	3,688	4,077	2,776	2,269	2,094	23,514
23年度 末比 B/A	第1号	117.4%	107.3%	107.0%	98.8%	100.9%	102.2%	100.3%	105.6%
	65歳～74歳	119.9%	102.5%	97.8%	96.4%	110.2%	96.4%	107.1%	104.7%
	75歳以上	116.9%	108.6%	108.5%	99.3%	99.4%	103.2%	99.0%	105.8%
	第2号	111.4%	98.4%	114.8%	90.2%	83.3%	110.6%	101.0%	98.4%
	小計	117.3%	107.0%	107.1%	98.4%	100.3%	102.4%	100.3%	105.4%

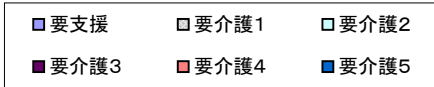
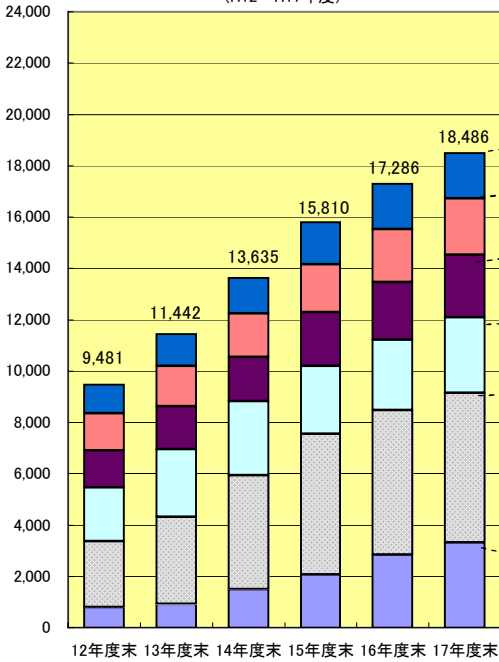
平成24年度月別要介護度別認定者状況

(単位:人)

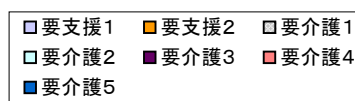
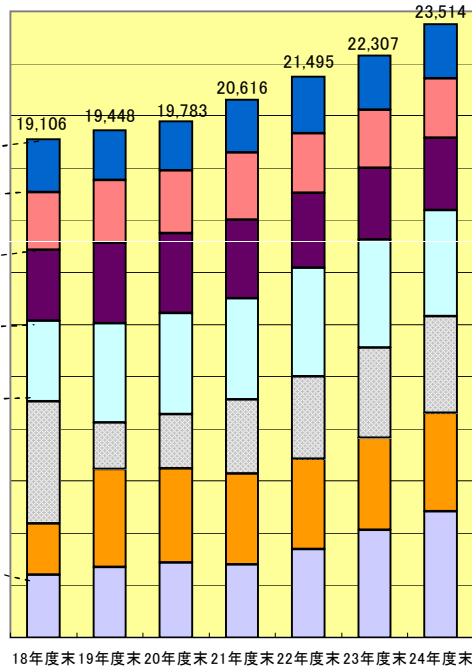


(単位:人)

年度末別 要介護度別認定者状況 (H12~H17年度)



年度末別 要介護度別認定者状況 (H18年度~)



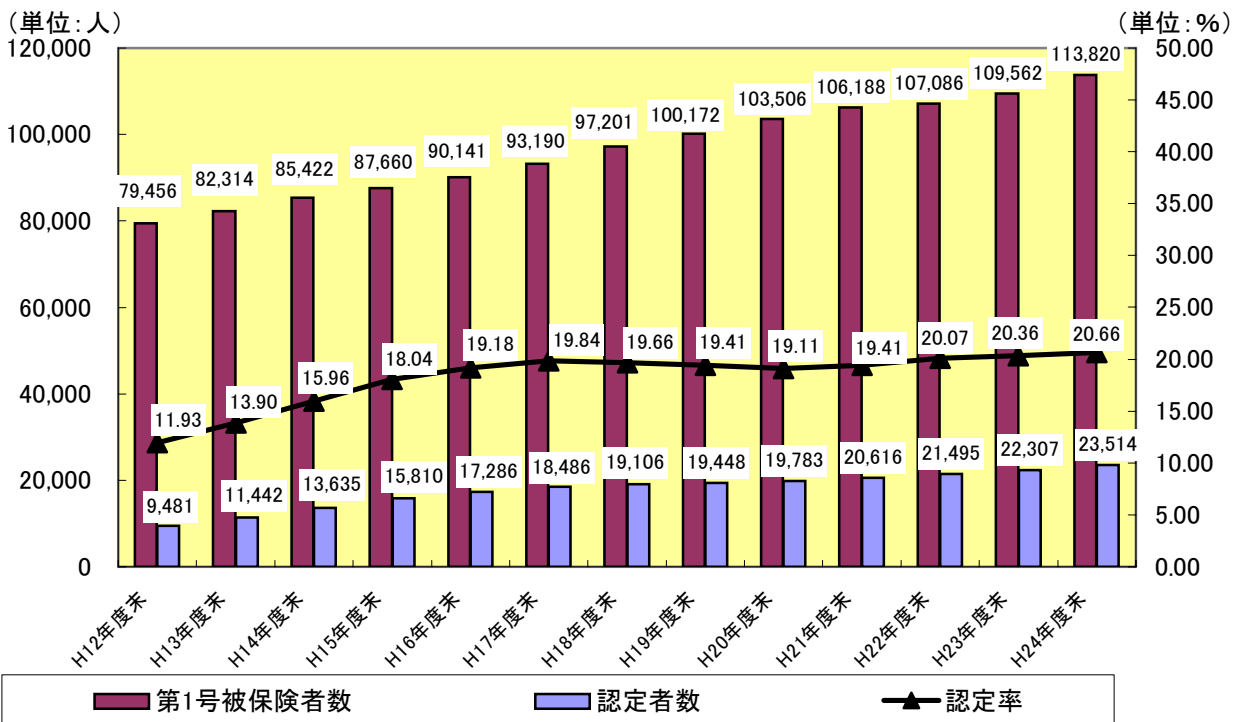
4 年度末・月別認定率

(単位:人)

	第1号 被保険者数 A	第1号 認定者数	第2号 認定者数	認定者数計 B	認定率 B/A(%)
12年度末	79,456	9,094	387	9,481	11.93
13年度末	82,314	10,986	456	11,442	13.90
14年度末	85,422	13,116	519	13,635	15.96
15年度末	87,660	15,214	596	15,810	18.04
16年度末	90,141	16,645	641	17,286	19.18
17年度末	93,190	17,814	672	18,486	19.84
18年度末	97,201	18,429	677	19,106	19.66
19年度末	100,172	18,792	656	19,448	19.41
20年度末	103,506	19,154	629	19,783	19.11
21年度末	106,188	19,963	653	20,616	19.41
22年度末	107,086	20,834	661	21,495	20.07
23年度末	109,562	21,623	684	22,307	20.36
24年度 4月末	109,806	21,671	688	22,359	20.36
5月末	110,009	21,814	683	22,497	20.45
6月末	110,343	21,929	684	22,613	20.49
7月末	110,774	22,003	675	22,678	20.47
8月末	111,187	22,138	675	22,813	20.52
9月末	111,638	22,169	679	22,848	20.47
10月末	111,985	22,270	676	22,946	20.49
11月末	112,312	22,421	682	23,103	20.57
12月末	112,567	22,467	681	23,148	20.56
1月末	112,990	22,542	668	23,210	20.54
2月末	113,436	22,674	663	23,337	20.57
3月末	113,820	22,841	673	23,514	20.66

※ 認定率は、認定者数計を第1号被保険者数で除した割合

年度末別 第1号被保険者数と認定者数及び認定率



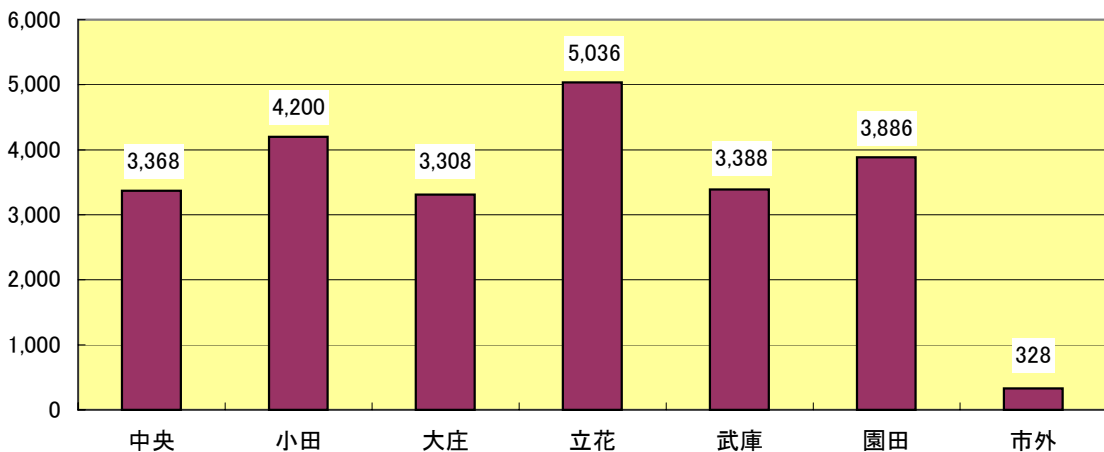
5 行政区別 要介護度別認定者状況(平成25年3月31日現在)

(単位:人)

要介護度 地区		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
中 央	第1号	715	487	526	562	367	298	314	3,269
	65歳～74歳	114	105	78	96	49	45	59	546
	75歳以上	601	382	448	466	318	253	255	2,723
	第2号	16	18	9	28	9	10	9	99
	小計	731	505	535	590	376	308	323	3,368
小 田	第1号	877	612	635	746	493	368	354	4,085
	65歳～74歳	163	119	83	130	81	53	61	690
	75歳以上	714	493	552	616	412	315	293	3,395
	第2号	15	21	5	24	16	11	23	115
	小計	892	633	640	770	509	379	377	4,200
大 庄	第1号	611	512	508	596	362	334	290	3,213
	65歳～74歳	128	127	66	107	72	37	43	580
	75歳以上	483	385	442	489	290	297	247	2,633
	第2号	3	17	17	20	14	5	19	95
	小計	614	529	525	616	376	339	309	3,308
立 花	第1号	1,057	832	796	776	572	481	394	4,908
	65歳～74歳	189	158	89	141	76	59	71	783
	75歳以上	868	674	707	635	496	422	323	4,125
	第2号	17	20	11	29	16	17	18	128
	小計	1,074	852	807	805	588	498	412	5,036
武 庫	第1号	711	557	520	550	386	299	257	3,280
	65歳～74歳	123	108	74	100	65	44	48	562
	75歳以上	588	449	446	450	321	255	209	2,718
	第2号	12	24	12	21	12	16	11	108
	小計	723	581	532	571	398	315	268	3,388
園 田	第1号	754	635	593	642	463	349	322	3,758
	65歳～74歳	145	131	89	122	66	46	48	647
	75歳以上	609	504	504	520	397	303	274	3,111
	第2号	15	26	8	34	13	14	18	128
	小計	769	661	601	676	476	363	340	3,886
市 外	第1号	26	20	48	49	53	67	65	328
	65歳～74歳	1	0	1	6	1	13	2	24
	75歳以上	25	20	47	43	52	54	63	304
	第2号	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	26	20	48	49	53	67	65	328
総 数	第1号	4,751	3,655	3,626	3,921	2,696	2,196	1,996	22,841
	65歳～74歳	863	748	480	702	410	297	332	3,832
	75歳以上	3,888	2,907	3,146	3,219	2,286	1,899	1,664	19,009
	第2号	78	126	62	156	80	73	98	673
	合計	4,829	3,781	3,688	4,077	2,776	2,269	2,094	23,514

(単位:人)

行政区別認定者数



V 保險給付等

1 介護サービス利用者状況

(1) 居宅介護(介護予防)サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用月	被保険者種別	要支援1	要支援2	経過的要介護 (要支援)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
4月	第1号被保険者	2,136	2,431	0	2,583	3,166	1,770	1,134	895	14,115
	第2号被保険者	26	89	0	38	143	77	46	59	478
	小計	2,162	2,520	0	2,621	3,309	1,847	1,180	954	14,593
5月	第1号被保険者	2,196	2,480	0	2,604	3,190	1,766	1,146	909	14,291
	第2号被保険者	21	93	0	37	146	73	44	57	471
	小計	2,217	2,573	0	2,641	3,336	1,839	1,190	966	14,762
6月	第1号被保険者	2,211	2,486	0	2,661	3,178	1,772	1,169	923	14,400
	第2号被保険者	22	87	0	37	141	69	44	62	462
	小計	2,233	2,573	0	2,698	3,319	1,841	1,213	985	14,862
7月	第1号被保険者	2,278	2,513	0	2,686	3,196	1,768	1,179	908	14,528
	第2号被保険者	23	85	0	40	142	72	46	57	465
	小計	2,301	2,598	0	2,726	3,338	1,840	1,225	965	14,993
8月	第1号被保険者	2,295	2,518	0	2,708	3,177	1,783	1,193	916	14,590
	第2号被保険者	24	86	0	43	139	66	50	54	462
	小計	2,319	2,604	0	2,751	3,316	1,849	1,243	970	15,052
9月	第1号被保険者	2,349	2,538	0	2,725	3,166	1,784	1,176	906	14,644
	第2号被保険者	27	85	0	43	143	65	49	56	468
	小計	2,376	2,623	0	2,768	3,309	1,849	1,225	962	15,112
10月	第1号被保険者	2,415	2,578	0	2,758	3,170	1,784	1,171	936	14,812
	第2号被保険者	26	84	0	46	147	68	42	60	473
	小計	2,441	2,662	0	2,804	3,317	1,852	1,213	996	15,285
11月	第1号被保険者	2,442	2,617	0	2,756	3,164	1,779	1,195	953	14,906
	第2号被保険者	26	85	0	44	147	67	40	57	466
	小計	2,468	2,702	0	2,800	3,311	1,846	1,235	1,010	15,372
12月	第1号被保険者	2,485	2,629	0	2,788	3,160	1,783	1,196	927	14,968
	第2号被保険者	25	85	0	44	140	70	43	52	459
	小計	2,510	2,714	0	2,832	3,300	1,853	1,239	979	15,427
1月	第1号被保険者	2,476	2,618	0	2,746	3,162	1,764	1,167	913	14,846
	第2号被保険者	27	88	0	49	133	67	47	52	463
	小計	2,503	2,706	0	2,795	3,295	1,831	1,214	965	15,309
2月	第1号被保険者	2,508	2,645	0	2,746	3,132	1,758	1,187	920	14,896
	第2号被保険者	22	89	0	42	135	63	51	48	450
	小計	2,530	2,734	0	2,788	3,267	1,821	1,238	968	15,346
3月	第1号被保険者	2,518	2,705	0	2,777	3,140	1,756	1,219	946	15,061
	第2号被保険者	22	85	0	46	131	61	42	50	437
	小計	2,540	2,790	0	2,823	3,271	1,817	1,261	996	15,498
24年度利用者数累計A		28,600	31,799	0	33,047	39,688	22,085	14,676	11,716	181,611
23年度利用者数累計B		23,650	29,795	11	30,540	39,901	22,622	14,182	12,122	172,823
22年度利用者数累計		18,695	28,361	7	26,741	38,352	23,864	15,084	11,595	162,699
21年度利用者数累計		17,317	28,228	10	21,760	35,745	24,287	15,349	10,112	152,808
20年度利用者数累計		16,225	28,759	17	16,860	35,562	24,507	14,300	9,334	145,564
19年度利用者数累計		14,786	20,373	28	28,735	32,371	22,867	14,103	9,837	143,100
18年度利用者数累計		8,129	7,769	10,040	43,673	27,666	20,055	12,942	9,123	139,397
17年度利用者数累計		—	—	21,207	51,314	25,583	17,945	12,780	8,693	137,522
16年度利用者数累計		—	—	16,682	47,394	23,101	16,320	11,942	8,534	123,973
15年度利用者数累計		—	—	11,804	40,887	22,539	13,741	10,213	7,425	106,609
14年度利用者数累計		—	—	7,546	31,627	21,681	11,179	8,567	6,558	87,158
13年度利用者数累計		—	—	5,588	23,572	17,377	9,183	7,525	5,902	69,147
12年度利用者数累計		—	—	5,020	16,177	12,382	7,562	6,309	5,353	52,803
前年度比A/B		120.9%	106.7%	—	108.2%	99.5%	97.6%	103.5%	96.7%	105.1%

(2) 地域密着型(介護予防)サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用月	被保険者種別	要支援1	要支援2	経過的要介護 (要支援)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
4月	第1号被保険者	0	2	0	104	150	195	141	99	691
	第2号被保険者	0	0	0	0	3	5	1	4	13
	小計	0	2	0	104	153	200	142	103	704
5月	第1号被保険者	0	3	0	106	155	208	146	106	724
	第2号被保険者	0	0	0	1	3	6	1	5	16
	小計	0	3	0	107	158	214	147	111	740
6月	第1号被保険者	0	2	0	110	148	215	140	106	721
	第2号被保険者	0	0	0	1	2	4	1	4	12
	小計	0	2	0	111	150	219	141	110	733
7月	第1号被保険者	1	4	0	114	151	214	143	106	733
	第2号被保険者	0	0	0	1	2	4	2	4	13
	小計	1	4	0	115	153	218	145	110	746
8月	第1号被保険者	1	2	0	117	147	214	137	104	722
	第2号被保険者	0	0	0	1	2	4	1	4	12
	小計	1	2	0	118	149	218	138	108	734
9月	第1号被保険者	1	1	0	118	157	217	135	98	727
	第2号被保険者	0	0	0	1	1	4	2	5	13
	小計	1	1	0	119	158	221	137	103	740
10月	第1号被保険者	1	2	0	119	165	204	127	99	717
	第2号被保険者	0	0	0	1	2	4	1	5	13
	小計	1	2	0	120	167	208	128	104	730
11月	第1号被保険者	1	2	0	124	163	205	125	98	718
	第2号被保険者	0	0	0	1	2	4	1	3	11
	小計	1	2	0	125	165	209	126	101	729
12月	第1号被保険者	1	2	0	122	163	207	131	93	719
	第2号被保険者	0	0	0	1	2	4	1	3	11
	小計	1	2	0	123	165	211	132	96	730
1月	第1号被保険者	0	2	0	120	154	212	129	95	712
	第2号被保険者	0	0	0	1	2	4	1	3	11
	小計	0	2	0	121	156	216	130	98	723
2月	第1号被保険者	1	1	0	123	152	202	133	92	704
	第2号被保険者	0	0	0	1	2	3	2	4	12
	小計	1	1	0	124	154	205	135	96	716
3月	第1号被保険者	1	1	0	129	156	211	130	95	723
	第2号被保険者	0	0	0	2	1	3	2	4	12
	小計	1	1	0	131	157	214	132	99	735
24年度利用者数累計A		8	24	0	1,418	1,885	2,553	1,633	1,239	8,760
23年度利用者数累計B		0	27	0	1,072	1,896	2,544	1,678	1,340	8,557
22年度利用者数累計		0	45	0	958	1,801	2,417	1,780	1,341	8,342
21年度利用者数累計		0	30	0	721	1,747	2,333	1,613	1,118	7,562
20年度利用者数累計		5	50	0	597	1,574	2,208	1,588	850	6,872
19年度利用者数累計		16	41	0	680	1,175	1,723	1,531	796	5,962
18年度利用者数累計		10	6	1	724	1,211	1,615	1,334	543	5,444
前年度比A/B		-	88.9%	-	132.3%	99.4%	100.4%	97.3%	92.5%	102.4%

(3) 施設別介護サービス利用者数

- * 利用月ベースで決算との対応はしない
- * 合計欄の総数は、同一人が同一月に複数のサービスを受けた場合は1人として計上している。
- * 地域密着型サービスの介護老人福祉施設除く

(単位:人)

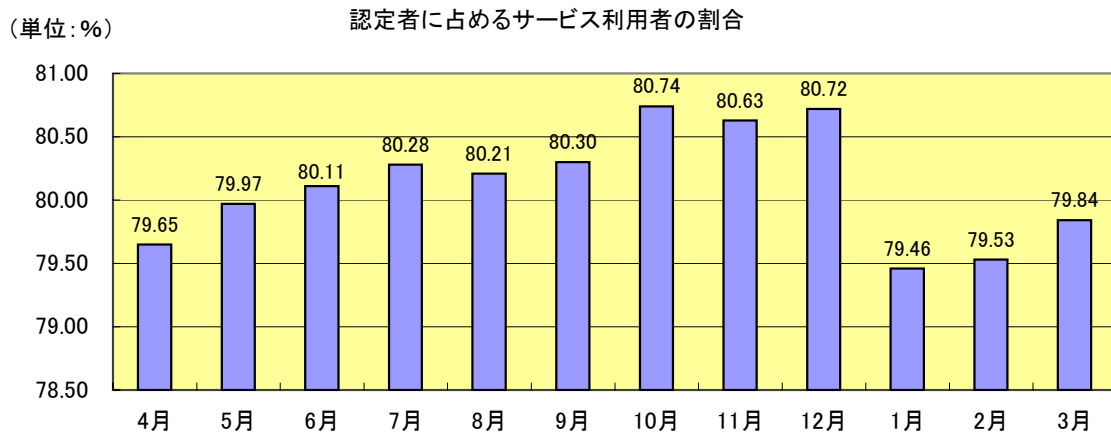
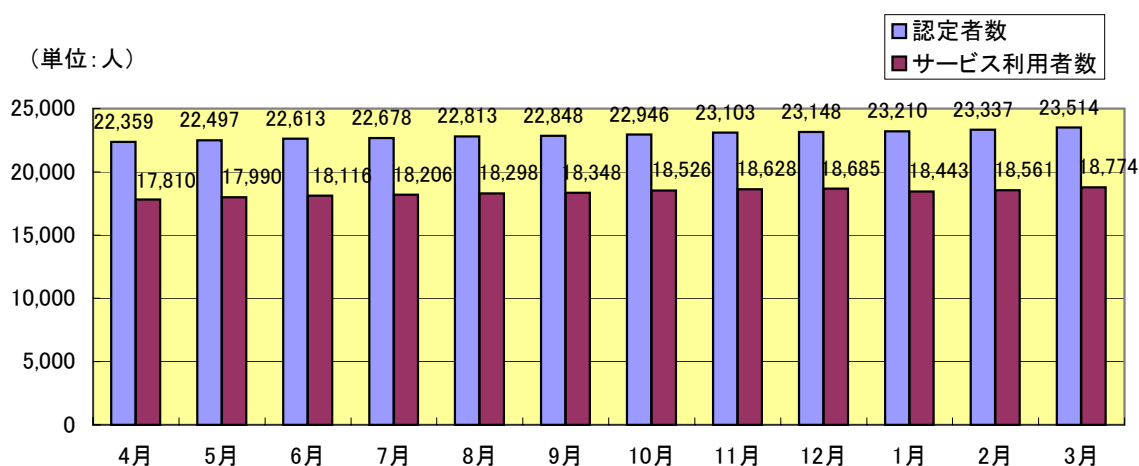
利用月	被保険者種別	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	合計
4月	第1号被保険者	1,357	1,004	129	2,490
	第2号被保険者	10	23	4	37
	小計	1,367	1,027	133	総数 2,513
5月	第1号被保険者	1,336	1,000	127	2,463
	第2号被保険者	10	20	4	34
	小計	1,346	1,020	131	総数 2,488
6月	第1号被保険者	1,340	1,036	126	2,502
	第2号被保険者	10	19	4	33
	小計	1,350	1,055	130	総数 2,521
7月	第1号被保険者	1,329	986	130	2,445
	第2号被保険者	9+	19	4	23
	小計	1,329	1,005	134	総数 2,467
8月	第1号被保険者	1,327	1,030	129	2,486
	第2号被保険者	9	20	4	33
	小計	1,336	1,050	133	総数 2,512
9月	第1号被保険者	1,325	1,022	121	2,468
	第2号被保険者	9	19	4	32
	小計	1,334	1,041	125	総数 2,496
10月	第1号被保険者	1,319	1,042	126	2,487
	第2号被保険者	8	19	3	30
	小計	1,327	1,061	129	総数 2,511
11月	第1号被保険者	1,336	1,036	131	2,503
	第2号被保険者	9	18	3	30
	小計	1,345	1,054	134	総数 2,527
12月	第1号被保険者	1,329	1,052	127	2,508
	第2号被保険者	8	18	3	29
	小計	1,337	1,070	130	総数 2,528
1月	第1号被保険者	1,233	1,025	125	2,383
	第2号被保険者	10	19	5	34
	小計	1,243	1,044	130	総数 2,411
2月	第1号被保険者	1,319	1,039	120	2,478
	第2号被保険者	7	20	3	30
	小計	1,326	1,059	123	総数 2,499
3月	第1号被保険者	1,361	1,056	117	2,534
	第2号被保険者	9	23	3	35
	小計	1,370	1,079	120	総数 2,541
24年度利用者数累計A		16,010	12,565	1,552	総数 30,014
23年度利用者数累計B		15,206	12,823	1,664	総数 29,540
22年度利用者数累計		15,487	13,066	1,863	総数 30,319
21年度利用者数累計		15,842	12,745	2,334	総数 30,810
20年度利用者数累計		16,196	12,471	3,439	総数 31,946
19年度利用者数累計		15,455	11,978	3,982	総数 31,275
18年度利用者数累計		15,211	11,317	3,724	総数 30,107
17年度利用者数累計		14,529	10,954	4,173	29,656
16年度利用者数累計		14,539	9,713	4,450	28,702
15年度利用者数累計		14,467	8,380	4,777	27,624
14年度利用者数累計		14,508	7,712	4,722	26,942
13年度利用者数累計		14,408	7,040	4,441	25,889
12年度利用者数累計		12,093	6,620	4,615	23,328
前年度比A/B		105.3%	98.0%	93.3%	101.6%

(4) 要介護(要支援)認定者に占めるサービス利用者数の割合

* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

対象月	認定者数	居宅サービス利用者		地域密着型サービス利用者		施設サービス利用者		合 計	
		人数	利用率(%)	人数	利用率(%)	人数	利用率(%)	人数	利用率(%)
4月	22,359	14,593	65.27	704	3.15	2,513	11.24	17,810	79.65
5月	22,497	14,762	65.62	740	3.29	2,488	11.06	17,990	79.97
6月	22,613	14,862	65.72	733	3.24	2,521	11.15	18,116	80.11
7月	22,678	14,993	66.11	746	3.29	2,467	10.88	18,206	80.28
8月	22,813	15,052	65.98	734	3.22	2,512	11.01	18,298	80.21
9月	22,848	15,112	66.14	740	3.24	2,496	10.92	18,348	80.30
10月	22,946	15,285	66.61	730	3.18	2,511	10.94	18,526	80.74
11月	23,103	15,372	66.54	729	3.16	2,527	10.94	18,628	80.63
12月	23,148	15,427	66.65	730	3.15	2,528	10.92	18,685	80.72
1月	23,210	15,309	65.96	723	3.12	2,411	10.39	18,443	79.46
2月	23,337	15,346	65.76	716	3.07	2,499	10.71	18,561	79.53
3月	23,514	15,498	65.91	735	3.13	2,541	10.81	18,774	79.84
年平均	—	—	66.02	—	3.18	—	10.91	—	80.12



2 保険給付費審査年度別・月別支給額

(1) 平成12～17年度 年度別支給額

*決算に合致

(単位:円)

サービス種類	平成17年度合計		平成16年度合計		平成15年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
訪問介護	92,468	4,671,131,593	81,210	4,212,877,749	68,105	3,753,178,266
訪問入浴介護	3,382	176,834,687	3,524	182,544,717	3,628	173,508,698
訪問看護	18,491	765,246,074	17,075	714,128,702	16,199	675,072,828
訪問リハビリ	2,532	44,102,448	2,239	38,270,574	2,217	35,888,174
通所介護	42,153	2,720,952,335	37,663	2,372,812,373	30,698	1,819,821,244
通所リハビリ	16,776	1,186,731,964	15,953	1,143,349,829	15,272	1,072,038,630
福祉用具貸与	68,127	816,536,122	58,549	717,619,272	46,665	578,588,841
訪問通所計	243,929	10,381,535,223	216,213	9,381,603,216	182,784	8,108,096,681
短期入所生活介護	6,624	522,271,198	6,415	552,113,923	6,189	548,463,290
短期入所療養介護	2,631	197,316,148	2,268	182,128,819	1,801	139,857,368
短期入所計	9,255	719,587,346	8,683	734,242,742	7,990	688,320,658
居宅療養管理指導	19,924	162,772,860	16,970	136,236,065	16,433	127,653,450
認知症対応型	2,518	610,996,205	2,173	519,086,123	1,493	351,592,755
特定施設	2,490	421,299,231	1,772	299,564,751	1,078	183,437,683
居宅サービス計画費	131,809	1,192,573,935	119,350	1,078,959,464	103,069	917,452,260
その他単品計	156,741	2,387,642,231	140,265	2,033,846,403	122,073	1,580,136,148
福祉用具購入費	2,158	59,847,885	1,994	53,578,605	2,098	52,767,518
住宅改修費	1,690	165,145,945	1,649	169,309,778	1,754	187,213,746
施設サービス費	30,419	8,758,379,827	29,342	9,004,314,543	28,382	8,685,720,672
介護老人福祉施設	14,631	3,947,389,517	14,665	4,243,877,122	14,633	4,230,452,396
介護老人保健施設	11,338	3,097,642,612	10,020	2,894,803,608	8,781	2,471,383,625
介護療養型医療施設	4,450	1,713,347,698	4,657	1,865,633,813	4,968	1,983,884,651
うち食費(再掲)	17,625	792,962,520	29,186	1,316,317,320	28,228	1,270,605,040
介護老人福祉施設	8,401	388,982,850	14,570	659,087,800	14,523	681,990,470
介護老人保健施設	6,588	278,274,600	10,019	432,267,340	8,779	355,046,120
介護療養型医療施設	2,636	125,705,070	4,597	224,962,180	4,926	233,568,450
特定入所者サービス費	10,448	285,440,864	-	-	-	-
審査支払手数料	435,483	39,084,590	390,064	37,056,080	336,550	31,972,250
高額介護サービス費	32,145	247,885,347	22,924	165,718,133	21,547	152,268,941
合計	922,268	23,044,549,258	811,134	21,579,669,500	703,178	19,486,496,614

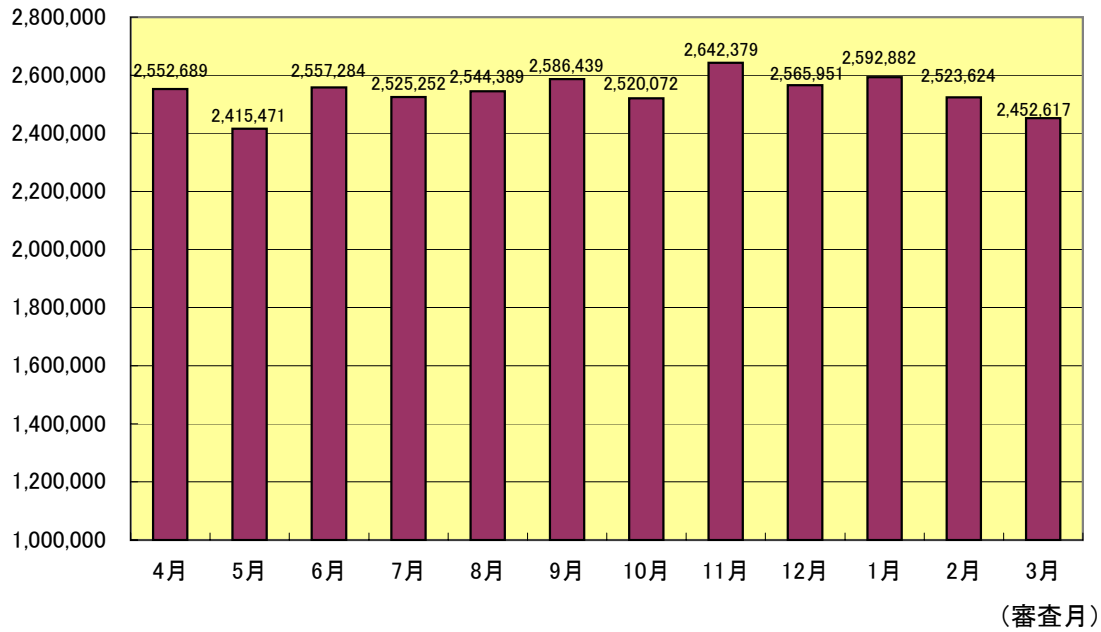
サービス種類	平成14年度合計		平成13年度合計		平成12年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
訪問介護	54,588	2,950,024,515	41,627	2,206,105,355	27,301	1,278,591,898
訪問入浴介護	3,436	153,379,946	3,629	149,126,557	3,156	113,380,401
訪問看護	14,831	641,194,153	13,732	584,390,407	12,172	501,956,938
訪問リハビリ	1,823	29,879,160	1,435	23,084,913	1,069	18,336,769
通所介護	21,938	1,228,367,011	15,610	788,515,327	10,620	455,075,303
通所リハビリ	14,948	1,060,265,845	14,671	1,014,435,142	12,547	842,177,123
福祉用具貸与	33,560	437,800,908	19,903	248,910,606	6,701	80,035,914
訪問通所計	145,124	6,500,911,538	110,607	5,014,568,307	73,566	3,289,554,346
短期入所生活介護	6,037	562,673,609	5,366	435,605,032	3,799	257,531,445
短期入所療養介護	1,380	111,449,951	1,196	89,955,624	765	52,213,924
短期入所計	7,417	674,123,560	6,562	525,560,656	4,564	309,745,369
居宅療養管理指導	13,019	97,421,670	13,084	94,224,650	11,954	82,062,529
認知症対応型	977	222,742,738	629	143,203,067	212	46,093,034
特定施設	596	99,982,419	483	78,579,352	233	34,875,703
居宅サービス計画費	84,143	631,396,140	66,812	503,282,200	47,236	357,670,580
その他単品計	98,735	1,051,542,967	81,008	819,289,269	59,635	520,701,846
福祉用具購入費	1,881	49,120,655	1,396	37,260,109	1,029	27,293,181
住宅改修費	1,446	154,730,337	1,144	117,060,389	717	67,625,453
施設サービス費	27,419	8,641,711,896	26,882	8,184,419,841	22,439	7,001,640,360
介護老人福祉施設	14,615	4,405,601,410	14,755	4,293,810,249	11,336	3,380,009,742
介護老人保健施設	8,087	2,368,011,302	7,464	2,123,835,656	6,557	1,884,362,572
介護療養型医療施設	4,717	1,868,099,184	4,663	1,766,773,936	4,546	1,737,268,046
うち食費(再掲)	27,299	1,222,503,240	26,735	1,146,107,770	22,304	964,523,179
介護老人福祉施設	14,545	684,063,260	14,624	648,950,770	11,239	514,622,160
介護老人保健施設	8,035	323,677,630	7,462	289,403,770	6,550	248,892,814
介護療養型医療施設	4,669	214,762,350	4,649	207,753,230	4,515	201,008,205
特定入所者サービス費	-	-	-	-	-	-
審査支払手数料	274,042	32,117,714	218,514	25,609,831	154,525	15,412,315
高額介護サービス費	19,618	133,795,069	14,529	106,609,619	8,737	66,955,256
合計	575,682	17,238,053,736	460,642	14,830,378,021	325,212	11,298,928,126

審査月・支出決定月	12月		1月		2月		3月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	34,968	1,444,104,977	35,201	1,430,822,184	34,926	1,401,887,444	34,663	1,357,421,076
（介護給付）	27,343	1,274,304,511	27,431	1,258,380,438	27,176	1,230,688,020	26,859	1,186,158,942
（予防給付）	7,625	169,800,466	7,770	172,441,746	7,750	171,199,424	7,804	171,262,134
訪問通所サービス	28,961	1,229,447,216	29,203	1,216,093,925	28,894	1,183,167,170	28,684	1,153,597,651
（介護給付）	21,759	1,070,195,460	21,843	1,054,340,004	21,573	1,022,833,169	21,324	992,256,678
（予防給付）	7,202	159,251,756	7,360	161,753,921	7,321	160,334,001	7,360	161,340,973
訪問介護	9,411	490,894,621	9,518	492,365,337	9,341	480,590,076	9,367	466,613,730
（介護給付）	6,129	423,136,064	6,178	422,926,112	6,048	412,279,308	6,044	397,637,701
（予防給付）	3,282	67,758,557	3,340	69,439,225	3,293	68,310,768	3,323	68,976,029
訪問入浴介護	318	17,865,675	321	17,692,770	312	16,181,759	304	15,236,130
（介護給付）	317	17,805,421	320	17,615,307	311	16,112,905	303	15,167,276
（予防給付）	1	60,254	1	77,463	1	68,854	1	68,854
訪問看護	2,223	86,559,546	2,237	83,299,605	2,207	82,526,552	2,195	80,350,619
（介護給付）	1,977	79,639,844	1,991	76,800,103	1,969	76,038,840	1,950	74,106,542
（予防給付）	246	6,859,702	246	6,499,502	238	6,487,712	245	6,244,077
訪問リハビリテーション	617	17,666,461	632	17,273,266	653	17,058,148	633	17,062,753
（介護給付）	525	15,189,717	540	14,856,124	551	14,550,977	541	14,683,069
（予防給付）	92	2,476,744	92	2,417,142	102	2,507,171	92	2,379,684
通所介護	6,883	413,532,413	6,866	403,767,553	6,888	391,022,385	6,752	382,012,722
（介護給付）	5,038	351,820,682	5,007	341,879,998	5,029	329,152,933	4,873	319,500,637
（予防給付）	1,845	61,711,731	1,859	61,887,555	1,859	61,869,452	1,879	62,512,085
通所リハビリテーション	1,508	108,118,808	1,517	106,733,051	1,484	101,624,262	1,462	98,310,540
（介護給付）	1,254	97,173,099	1,246	95,118,633	1,218	90,356,203	1,194	86,965,338
（予防給付）	254	10,945,709	271	11,614,418	266	11,268,059	268	11,345,202
福祉用具貸与	8,001	94,809,692	8,112	94,962,343	8,009	94,163,988	7,971	94,011,157
（介護給付）	6,519	85,370,633	6,561	85,143,727	6,447	84,342,003	6,419	84,196,115
（予防給付）	1,482	9,439,059	1,551	9,818,616	1,562	9,821,985	1,552	9,815,042
短期入所サービス（小計）	1,223	98,907,428	1,193	99,202,218	1,180	101,045,261	1,140	93,504,477
（介護給付）	1,207	98,505,366	1,177	98,755,475	1,166	100,576,520	1,129	93,078,432
（予防給付）	16	402,062	16	446,743	14	468,741	11	426,045
短期入所生活介護	1,056	87,522,270	1,037	88,322,427	1,035	90,417,696	1,006	83,853,311
（介護給付）	1,041	87,137,851	1,024	88,054,110	1,022	89,975,914	996	83,526,545
（予防給付）	15	384,419	13	268,317	13	441,782	10	326,766
短期入所療養介護	167	11,385,158	156	10,879,791	145	10,627,565	134	9,651,166
（介護給付・老健）	166	11,367,515	153	10,701,365	144	10,600,606	133	9,551,887
（介護給付・病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
（予防給付・老健）	1	17,643	3	178,426	1	26,959	1	99,279
（予防給付・病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	4,310	34,045,964	4,336	33,215,327	4,375	33,649,138	4,350	32,763,568
（介護給付）	3,988	31,539,680	4,026	30,872,483	4,047	31,173,742	4,003	30,175,978
（予防給付）	322	2,506,284	310	2,342,844	328	2,475,396	347	2,587,590
特定施設入居者生活介護	474	81,704,369	469	82,310,714	477	84,025,875	489	77,555,380
（介護給付）	389	74,064,005	385	74,412,476	390	76,104,589	403	70,647,854
（予防給付）	85	7,640,364	84	7,898,238	87	7,921,286	86	6,907,526
福祉用具購入	158	4,989,951	193	5,322,013	147	4,533,907	175	5,138,250
（介護給付）	107	3,699,521	133	3,742,348	92	3,016,251	125	3,622,766
（予防給付）	51	1,290,430	60	1,579,665	55	1,517,656	50	1,515,484
住宅改修費	143	13,398,265	179	16,795,010	145	13,758,016	132	11,773,773
（介護給付）	77	7,354,543	107	10,006,143	73	6,074,258	76	6,300,899
（予防給付）	66	6,043,722	72	6,788,867	72	7,683,758	56	5,472,874
介護予防支援・居宅介護支援	14,616	163,699,652	14,688	163,814,251	14,553	162,118,914	11,574	162,470,232
（居宅介護支援）	9,542	140,656,150	9,564	140,582,651	9,450	139,085,812	6,409	139,099,634
（介護予防支援）	5,074	23,043,502	5,124	23,231,600	5,103	23,033,102	5,165	23,370,598
地域密着型（介護予防）サービス	743	144,610,264	738	149,171,472	728	143,557,575	722	134,124,116
（介護給付）	740	144,459,240	735	149,013,203	726	143,428,055	720	134,055,916
（予防給付）	3	151,024	3	158,269	2	129,520	2	68,200
定期巡回・随時対応訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	238	24,517,447	235	24,497,804	232	21,858,897	229	22,778,373
（介護給付）	236	24,445,525	233	24,418,637	231	21,808,479	228	22,754,390
（予防給付）	2	71,922	2	79,167	1	50,418	1	23,983
小規模多機能型居宅介護	66	12,993,678	60	11,916,135	56	11,301,488	58	11,093,885
（介護給付）	65	12,914,576	59	11,837,033	55	11,222,386	57	11,049,668
（予防給付）	1	79,102	1	79,102	1	79,102	1	44,217
認知症対応型共同生活介護	368	90,557,096	370	95,678,065	370	93,911,844	365	84,829,351
（介護給付）	368	90,557,096	370	95,678,065	370	93,911,844	365	84,829,351
（予防給付）	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設	28	5,701,080	29	5,905,015	27	5,630,664	26	5,066,269
地域密着型介護老人福祉施設	43	10,840,963	44	11,174,453	43	10,854,682	44	10,356,238
複合型サービス	0	0	0	0	0	0	0	0
施設サービス	2,547	663,378,990	2,565	687,360,809	2,483	663,085,457	2,517	611,251,604
介護老人福祉施設	1,323	328,492,295	1,334	343,847,305	1,280	325,816,472	1,311	303,118,853
介護老人保健施設	1,088	284,714,010	1,099	292,071,382	1,068	287,543,383	1,083	265,902,309
介護療養型医療施設	136	50,172,685	132	51,442,122	135	49,725,602	123	42,230,442
特定入所者介護（予防）サービス費	2,613	79,781,390	2,788	83,849,530	2,615	81,719,560	2,605	75,269,905
（介護給付）	2,605	79,733,040	2,779	83,808,820	2,605	81,643,270	2,600	75,213,365
（予防給付）	8	48,350	9	40,710	10	76,290	5	56,540
計	55,788	2,513,963,489	56,352	2,537,135,269	55,597	2,470,660,873	52,388	2,357,448,956
（介護給付）	42,961	2,313,585,905	43,311	2,332,894,411	42,605	2,287,021,123	39,306	2,155,703,126
（予防給付）	12,827	200,377,494	13,038	204,240,857	12,992	203,639,750	13,082	201,745,830
高額介護（予防）サービス費	5,072	49,186,669	5,138	52,936,485	4,925	50,207,129	5,030	50,928,144
高額医療合算介護（予防）サービス費	5	174,673	5	167,567	9	139,576	1,278	41,634,409
審査支払手数料	52,522	2,626,100	52,854	2,642,700	52,331	2,616,550	52,119	2,605,950
合計	113,387	2,565,950,931	114,349	2,592,882,021	112,862	2,523,624,128	110,815	2,452,617,459

	平成24年度合計A		平成23年度合計B		前年度比A/B	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	407,929	16,845,052,262	380,516	15,828,764,552	107.2%	106.4%
(介護給付)	320,112	14,894,898,485	305,966	14,161,361,698	104.6%	105.2%
(予防給付)	87,817	1,950,153,777	74,550	1,667,402,854	117.8%	117.0%
訪問通所サービス	338,820	14,344,521,493	319,051	13,463,010,029	106.2%	106.5%
(介護給付)	255,786	12,513,529,044	248,264	11,901,564,059	103.0%	105.1%
(予防給付)	83,034	1,830,992,449	70,787	1,561,445,970	117.3%	117.3%
訪問介護	110,995	5,740,592,448	107,339	5,441,127,737	103.4%	105.5%
(介護給付)	72,572	4,949,179,849	72,074	4,743,419,314	100.7%	104.3%
(予防給付)	38,423	791,412,599	35,265	697,708,423	109.0%	113.4%
訪問入浴介護	3,857	212,861,492	3,896	212,418,655	99.0%	100.2%
(介護給付)	3,838	212,010,311	3,882	211,966,114	98.9%	100.0%
(予防給付)	19	851,181	14	452,541	135.7%	188.1%
訪問看護	26,184	1,006,911,413	24,750	927,810,468	105.8%	108.5%
(介護給付)	23,286	928,549,683	22,028	855,568,719	105.7%	108.5%
(予防給付)	2,898	78,361,730	2,722	72,241,749	106.5%	108.5%
訪問リハビリテーション	7,125	195,329,529	7,129	189,358,942	99.9%	103.2%
(介護給付)	6,097	169,230,540	6,288	168,841,026	97.0%	100.2%
(予防給付)	1,028	26,098,989	841	20,517,916	122.2%	127.2%
通所介護	79,316	4,786,956,951	72,219	4,394,230,170	109.8%	108.9%
(介護給付)	58,528	4,090,799,203	55,598	3,816,620,224	105.3%	107.2%
(予防給付)	20,788	696,157,748	16,621	577,609,946	125.1%	120.9%
通所リハビリテーション	17,945	1,297,218,776	17,151	1,262,138,282	104.6%	102.8%
(介護給付)	14,889	1,165,449,384	14,533	1,150,116,082	102.4%	101.3%
(予防給付)	3,056	131,769,392	2,618	112,022,200	116.7%	117.6%
福祉用具貸与	93,398	1,104,650,884	86,567	1,035,925,775	107.9%	106.6%
(介護給付)	76,576	998,310,074	73,861	955,032,580	103.7%	104.5%
(予防給付)	16,822	106,340,810	12,706	80,893,195	132.4%	131.5%
短期入所サービス(小計)	13,979	1,120,750,569	13,744	1,042,374,656	101.7%	107.5%
(介護給付)	13,785	1,115,003,102	13,528	1,036,044,894	101.9%	107.6%
(予防給付)	194	5,747,467	216	6,329,762	89.8%	90.8%
短期入所生活介護	11,905	973,721,750	11,684	904,307,270	101.9%	107.7%
(介護給付)	11,738	969,000,019	11,528	900,276,527	101.8%	107.6%
(予防給付)	167	4,721,731	156	4,030,743	107.1%	117.1%
短期入所療養介護	2,074	147,028,819	2,060	138,067,386	100.7%	106.5%
(介護給付・老健)	2,047	146,003,083	2,000	135,768,367	102.4%	107.5%
(介護給付・病院等)	0	0	0	0	—	—
(予防給付・老健)	27	1,025,736	60	2,299,019	45.0%	44.6%
(予防給付・病院等)	0	0	0	0	—	—
居宅療養管理指導	49,433	387,909,178	42,142	343,996,035	117.3%	112.8%
(介護給付)	45,795	360,181,880	39,389	321,543,215	116.3%	112.0%
(予防給付)	3,638	27,727,298	2,753	22,452,820	132.1%	123.5%
特定施設入居者生活介護	5,697	991,871,022	5,579	979,383,832	102.1%	101.3%
(介護給付)	4,746	906,184,459	4,785	902,209,530	99.2%	100.4%
(予防給付)	951	85,686,563	794	77,174,302	119.8%	111.0%
福祉用具購入	2,129	65,049,487	2,227	68,596,006	95.6%	94.8%
(介護給付)	1,504	47,987,456	1,610	52,506,640	93.4%	91.4%
(予防給付)	625	17,062,031	617	16,089,366	101.3%	106.0%
住宅改修費	1,858	167,499,233	1,742	163,952,571	106.7%	102.2%
(介護給付)	1,074	92,995,587	1,089	99,917,198	98.6%	93.1%
(予防給付)	784	74,503,646	653	64,035,373	120.1%	116.3%
介護予防支援・居宅介護支援	168,430	1,919,743,527	162,886	1,852,306,237	103.4%	103.6%
(居宅介護支援)	109,743	1,653,402,653	110,965	1,616,736,157	98.9%	102.3%
(介護予防支援)	58,687	266,340,874	51,921	235,570,080	113.0%	113.1%
地域密着型(介護予防)サービス	8,960	1,763,903,007	8,688	1,661,506,682	103.1%	106.2%
(介護給付)	8,921	1,761,837,055	8,659	1,659,598,081	103.0%	106.2%
(予防給付)	39	2,065,952	29	1,908,601	134.5%	108.2%
定期巡回・随時対応訪問介護看護	0	0	0	0	—	—
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	—	—
認知症対応型通所介護	2,886	296,212,614	3,035	296,567,997	95.1%	99.9%
(介護給付)	2,870	295,649,170	3,029	296,447,368	94.8%	99.7%
(予防給付)	16	563,444	6	120,629	266.7%	467.1%
小規模多機能型居宅介護	812	161,366,175	859	174,785,559	94.5%	92.3%
(介護給付)	789	159,863,667	836	172,997,587	94.4%	92.4%
(予防給付)	23	1,502,508	23	1,787,972	100.0%	84.0%
認知症対応型共同生活介護	4,392	1,102,604,296	3,927	985,786,083	111.8%	111.9%
(介護給付)	4,392	1,102,604,296	3,927	985,786,083	111.8%	111.9%
(予防給付)	0	0	0	0	—	—
地域密着型特定施設	342	69,405,343	341	67,351,243	100.3%	103.0%
地域密着型介護老人福祉施設	528	134,314,579	526	137,015,800	100.4%	98.0%
複合型サービス	0	0	0	0	—	—
施設サービス	30,467	8,005,546,642	30,019	7,903,593,365	101.5%	101.3%
介護老人福祉施設	16,016	4,017,184,500	15,231	3,805,889,300	105.2%	105.6%
介護老人保健施設	12,850	3,394,480,116	13,088	3,466,765,980	98.2%	97.9%
介護療養型医療施設	1,601	593,882,026	1,700	630,938,085	94.2%	94.1%
特定入所介護(予防)サービス費	31,359	960,682,474	30,641	898,521,815	102.3%	106.9%
(介護給付)	31,266	960,083,274	30,509	897,918,235	102.5%	106.9%
(予防給付)	93	599,200	132	603,580	70.5%	99.3%
計	651,132	29,727,476,632	616,719	28,377,241,228	105.6%	104.8%
(介護給付)	503,087	27,416,751,152	488,817	26,391,631,374	102.9%	103.9%
(予防給付)	148,045	2,310,725,480	127,902	1,985,609,854	115.7%	116.4%
高額介護(予防)サービス費	58,351	591,057,589	55,489	558,767,405	105.2%	105.8%
高額医療合算介護(予防)サービス費	4,206	129,768,212	2,624	75,466,851	160.3%	172.0%
審査支払手数料	614,925	30,746,250	578,782	31,833,010	106.2%	96.6%
合計	1,328,614	30,479,048,683	1,253,614	29,043,308,494	106.0%	104.9%

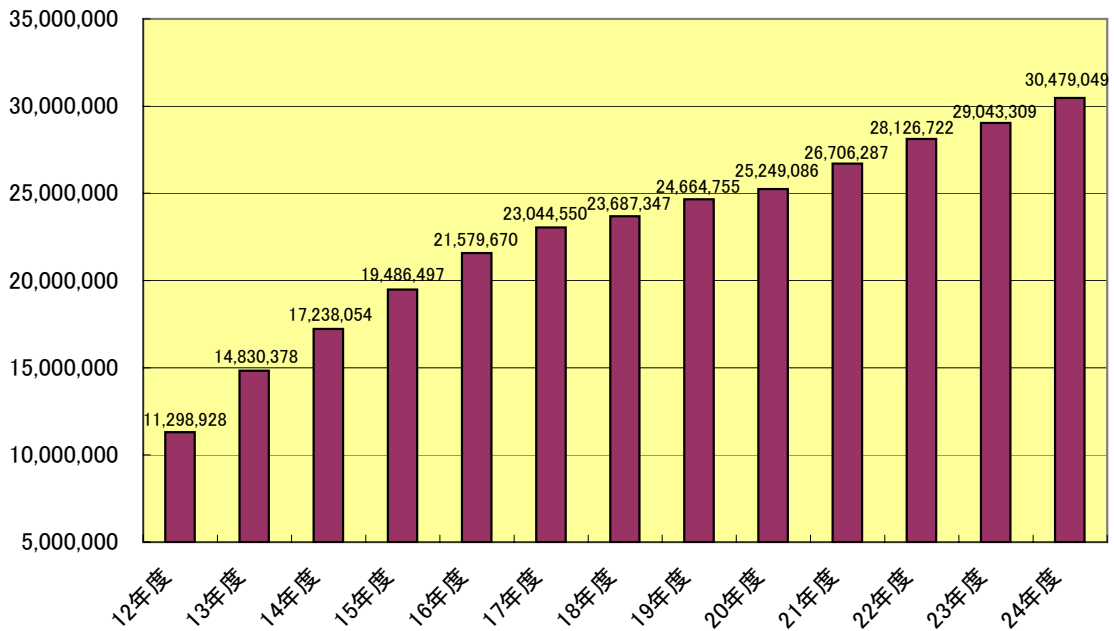
(単位:千円)

保険給付費 月別推移



(単位:千円)

保険給付費合計 年度別推移



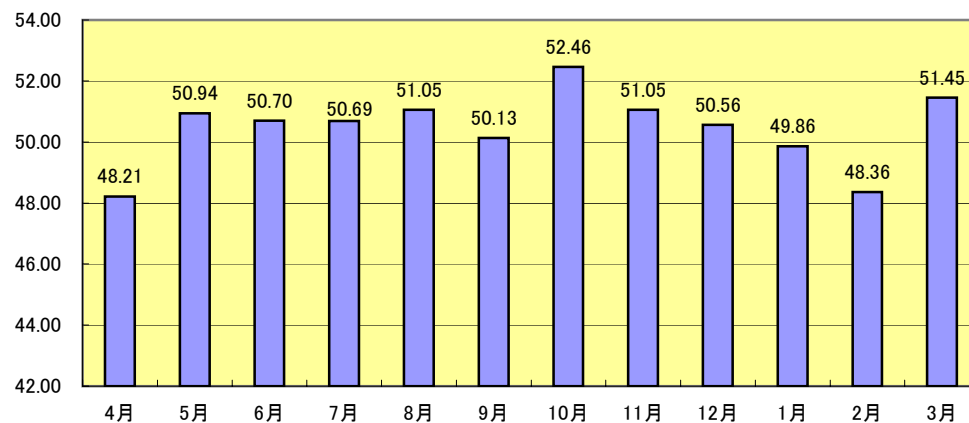
3 居宅サービス利用者の支給限度額に対するサービス利用率 *利用月ベース (単位:利用者数(人))

	支給限度額 (単位)	4月			5月			6月		
		利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
要支援1	4,970	2,162	4,519,327	42.06	2,217	4,727,658	42.91	2,233	4,761,834	42.91
要支援2	10,400	2,520	10,107,153	38.57	2,573	10,897,081	40.72	2,573	10,942,270	40.89
要介護1	16,580	2,621	17,190,440	39.56	2,641	18,603,997	42.49	2,698	18,924,280	42.31
要介護2	19,480	3,309	31,061,377	48.19	3,336	33,426,556	51.44	3,319	32,757,263	50.67
要介護3	26,750	1,847	24,616,009	49.82	1,839	26,112,090	53.08	1,841	25,781,558	52.35
要介護4	30,600	1,180	19,528,190	54.08	1,190	20,110,678	55.23	1,213	20,961,500	56.47
要介護5	35,830	954	20,522,745	60.04	966	22,013,184	63.60	985	22,199,334	62.90
計(平均)	-	14,593	127,545,241	48.21	14,762	135,891,244	50.94	14,862	136,328,039	50.70

	支給限度額 (単位)	11月			12月			1月		
		利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
要支援1	4,970	2,468	5,301,850	43.22	2,510	5,358,988	42.96	2,503	5,385,664	43.29
要支援2	10,400	2,702	11,477,342	40.84	2,714	11,677,902	41.37	2,706	11,526,074	40.96
要介護1	16,580	2,800	19,969,234	43.01	2,832	19,738,227	42.04	2,795	18,901,165	40.79
要介護2	19,480	3,311	33,471,967	51.90	3,300	32,706,497	50.88	3,295	31,574,512	49.19
要介護3	26,750	1,846	25,704,897	52.05	1,853	25,796,894	52.04	1,831	25,138,062	51.32
要介護4	30,600	1,235	21,396,591	56.62	1,239	21,321,789	56.24	1,214	21,175,146	57.00
要介護5	35,830	1,010	22,882,098	63.23	979	22,196,355	63.28	965	21,834,132	63.15
計(平均)	-	15,372	140,203,979	51.05	15,427	138,796,652	50.56	15,309	135,534,755	49.86

(単位:%)

サービス利用率月別推移



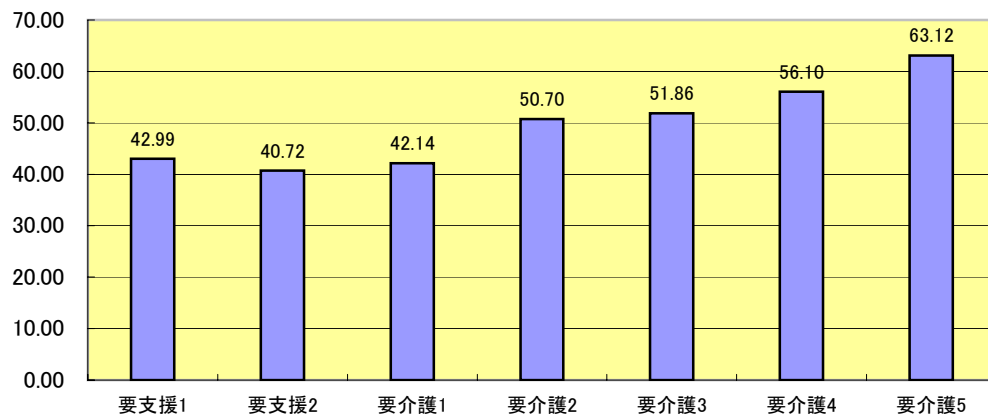
(単位:利用者数(人))

7月			8月			9月			10月		
利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
2,301	4,952,031	43.30	2,319	4,990,258	43.30	2,376	5,171,753	43.80	2,441	5,177,432	42.68
2,598	10,939,319	40.49	2,604	11,039,978	40.77	2,623	11,057,831	40.54	2,662	11,312,927	40.86
2,726	19,152,235	42.37	2,751	20,026,454	43.91	2,768	19,122,065	41.67	2,804	20,681,855	44.49
3,338	33,174,577	51.02	3,316	33,254,144	51.48	3,309	32,296,637	50.10	3,317	34,412,420	53.26
1,840	25,464,183	51.74	1,849	26,057,362	52.68	1,849	25,357,115	51.27	1,852	27,218,021	54.94
1,225	20,983,875	55.98	1,243	21,035,511	55.30	1,225	21,032,962	56.11	1,213	21,486,521	57.89
965	22,173,484	64.13	970	21,969,948	63.21	962	21,737,915	63.07	996	23,056,030	64.61
14,993	136,839,704	50.69	15,052	138,373,655	51.05	15,112	135,776,278	50.13	15,285	143,345,206	52.46

2月			3月			年平均			年間累計	
利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数
2,530	5,368,277	42.69	2,540	5,384,726	42.66	2,383	5,091,650	42.99	28,600	61,099,798
2,734	11,646,187	40.96	2,790	12,055,448	41.55	2,650	11,223,293	40.72	31,799	134,679,512
2,788	18,473,180	39.96	2,823	20,130,125	43.01	2,754	19,242,771	42.14	33,047	230,913,257
3,267	30,758,497	48.33	3,271	33,056,257	51.88	3,307	32,662,559	50.70	39,688	391,950,704
1,821	23,796,827	48.85	1,817	25,239,456	51.93	1,840	25,523,540	51.86	22,085	306,282,474
1,238	20,292,437	53.57	1,261	22,622,308	58.63	1,223	20,995,626	56.10	14,676	251,947,508
968	21,286,020	61.37	996	23,011,982	64.48	976	22,073,602	63.12	11,716	264,883,227
15,346	131,621,425	48.36	15,498	141,500,302	51.45	15,134	136,813,040	50.47	181,611	1,641,756,480

(単位:%)

年平均 介護度別サービス利用率



4 高額介護(予防)サービス費支給状況

		世帯合算	その他	合計
ア 利用者負担第1段階 (上限額:15,000円)	件数(件)	4	12,887	12,891
	支給額(円)	71,056	122,527,585	122,598,641
イ 利用者負担第2段階 (上限額:15,000円)	件数(件)	1,430	30,790	32,220
	支給額(円)	15,397,745	372,696,220	388,093,965
ウ 利用者負担第3段階 (上限額:24,600円)	件数(件)	1,382	7,497	8,879
	支給額(円)	10,541,074	47,439,653	57,980,727
エ 利用者負担第4段階 (上限額:37,200円)	件数(件)	3,047	1,314	4,361
	支給額(円)	17,495,874	4,888,382	22,384,256
合計	件数(件)	5,863	52,488	58,351
	支給額(円)	43,505,749	547,551,840	591,057,589

5 高額医療合算介護(予防)サービス費支給状況

	国民健康保険 加入者	後期高齢者医療 保険加入者	その他医療保険 加入者	合計
件数(件)	72	4,134	0	4,206
支給額(円)	2,465,371	127,302,841	0	129,768,212

6 減免認定状況(平成25年3月31日現在)

(1) 食費・居住費に係る負担額限度額認定

(単位:件)

	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	地域密着型 サービス	その他	合計
利用者負担第3段階	231	192	23	11	633	1,090
利用者負担第2段階	712	547	70	26	1,414	2,769
利用者負担第1段階	108	119	18	0	296	541

(2) 利用者負担減額・免除認定

(単位:件)

利用者負担	
減額	12
免除	1

(3) 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定

(単位:件)

特定標準負担	
利用者負担第3段階	6
利用者負担第2段階	41
利用者負担第1段階	2
対象外	7

(単位:件)

利用者負担	
減額(本人負担 3%~10%)	42
免除(本人負担 0%)	14

7 一般施策

(1) 社会福祉法人による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業

低所得者で特に生計が困難である者に対して、社会福祉法人が利用者負担の軽減(10%の100分の25)を行なう場合、軽減分の2分の1を助成し、低所得者の経済的負担を軽減する。

	24年度	23年度	22年度
支給件数	4	6	7
支給額(円)	133,745	104,170	97,686

(2) 障害者ホームヘルプ利用者に対する支援措置事業

制度移行措置
対象者なし

障害者自立支援法によるホームヘルプサービス利用の際に境界層該当として定率負担額が0円となっていた者であって、平成18年4月1日以降に介護保険の対象となったものについて、当該サービスの利用者負担を0%とし、経済的負担の軽減を図る。

VI 地域支援事業

1 介護予防事業

(1) 高齢者二次予防事業施策

生活機能が低下しつつある高齢者(二次予防事業対象者)を把握し、運動器の機能向上、栄養改善及び口腔機能の向上のために介護予防教室を実施する。

① 二次予防事業対象者の状況

(単位:人)

【男女合計】	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85歳以上	24年度合計	23年度合計	22年度合計
人口	32,022	29,277	23,684	15,684	12,872	113,539	109,240	106,736
年間発生数	141	191	242	144	53	771	681	2,556
【男性】	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85歳以上	24年度合計	23年度合計	22年度合計
人口	15,229	13,693	10,307	5,966	3,475	48,670	46,784	45,700
年間発生数	61	79	111	51	25	327	279	850
【女性】	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85歳以上	24年度合計	23年度合計	22年度合計
人口	16,793	15,584	13,377	9,718	9,397	64,869	62,456	61,036
年間発生数	80	112	131	93	28	444	402	1,706

※国の要綱改正により、23年度から基本チェックリストで生活機能低下が見られて、医療機関等を受診した結果、介護予防教室参加可と判定された者を対象者として決定する方法に変更している。

② 把握経路別の二次予防事業対象者数

(単位:人)

	男性	女性	24年度合計	男性	女性	23年度合計	22年度合計
二次予防事業対象者の年間発生数	327	444	771	279	402	681	2,556
把握経路	本人・家族からの相談	0	0	0	0	0	0
	基本健康診査(生活機能評価)	327	444	771	278	401	679
	医療機関からの情報提供	0	0	0	0	0	0
	民生委員からの情報提供	0	0	0	0	0	0
	地域住民からの情報提供	0	0	0	0	0	0
	要介護認定非該当者	0	0	0	1	1	2
	訪問活動による実態把握	0	0	0	0	0	0
	高齢者実態把握調査	0	0	0	0	0	0
	要支援・要介護者からの移行	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0

③ 高齢者二次予防事業

(単位:人)

ア 二次予防事業把握事業		24年度	23年度	22年度
基本チェックリスト・生活機能評価受診者	個別健診	660	552	13,862
	集団健診	-	-	5,479
	保健所	144	129	607
	合計	804	681	19,948

(単位:回数(回)、人数(人))

イ 二次予防事業介護予防教室		24年度	23年度	22年度
運動器の機能向上	開催回数	895	772	829
	延べ参加者数	3,646	4,098	4,333
栄養改善	開催回数	220	211	268
	延べ参加者数	1,813	1,049	1,457
口腔機能の向上	開催回数	217	207	233
	延べ参加者数	1,833	1,093	1,124

(2) 一般高齢者施策

第1号被保険者全てを対象とした、介護予防に資する自発的な活動への支援、健康教育、健康相談等の取り組みを行う。

① 高齢者食生活改善事業

市内各地域で健康づくり推進員が中心となって、介護予防・健康づくりのための食生活を普及啓発し、食生活改善を支援する。

(単位:回数(回)、人数(人))

		24年度	23年度	22年度
健康づくり推進員及び在宅栄養士の研修	開催回数	18	17	17
	延参加者数	436	440	480
介護予防及び健康づくりのための食生活を普及啓発する講習会	開催回数	35	34	23
	延参加者数	699	720	301

② 介護予防普及啓発事業

介護予防の意識啓発に資するため、広報紙を発行し、配布する。

		24年度	23年度	22年度
広報紙:介護保険だより(介護予防版)	発行部数	229,000	229,000	224,000
	発行時期	1月	12月	1月

③ いきいき健康づくり事業

介護が必要となる状態を予防するため、ウォーキングを奨励し、健康に対する意識啓発を行う。
(委託先:社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

ア 申込者数

(ア) 男女別内訳

	申込者数(人)	構成比
男	3,037	44.2%
女	3,836	55.8%
合計	6,873	100.0%

(イ) 年度別申込者数

(単位:人)

	24年度	23年度	22年度	21年度	20年度	19年度	18年度	17年度	16年度	累計
男	149	98	120	173	224	219	348	520	1,186	3,037
女	170	156	142	229	304	261	387	593	1,594	3,836
合計	319	254	262	402	528	480	735	1,113	2,780	6,873

(ウ) 月別内訳(平成24年度)

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
男	8	11	54	7	10	6	9	9	3	19	8	5	149
女	20	13	27	6	17	17	18	8	7	22	11	4	170
合計	28	24	81	13	27	23	27	17	10	41	19	9	319

(エ) 年代別内訳

(単位:人)

	男	女	合計	構成比
90歳以上	101	140	241	3.5%
80~89歳	877	1,044	1,921	27.9%
70~79歳	1,827	2,319	4,146	60.3%
65~69歳	232	333	565	8.2%
合計	3,037	3,836	6,873	100.0%
構成比	44.2%	55.8%	100.0%	-

イ 達成者数

(単位:人)

		男		女		合計	構成比
		男	女	男	女		
100万歩 達成者 (記念品: 帽子)	90歳以上	39	53	92	2.6%		
	80~89歳	481	442	923	26.3%		
	70~79歳	1,144	1,077	2,221	63.3%		
	65~69歳	125	147	272	7.8%		
	合計	1,789	1,719	3,508	100.0%		
構成比		51.0%	49.0%	100.0%	-		

(単位:人)

		男		女		合計	構成比
		男	女	男	女		
500万歩 達成者 (記念品: ウエスト ポーチ)	90歳以上	12	12	24	1.4%		
	80~89歳	236	159	395	23.8%		
	70~79歳	637	493	1,130	68.0%		
	65~69歳	52	60	112	6.7%		
	合計	937	724	1,661	100.0%		
構成比		56.4%	43.6%	100.0%	-		

(単位:人)

		男		女		合計	構成比
		男	女	男	女		
200万歩 達成者 (記念品: ウインドブ レーカー)	90歳以上	27	32	59	2.1%		
	80~89歳	389	313	702	25.4%		
	70~79歳	944	845	1,789	64.7%		
	65~69歳	96	121	217	7.8%		
	合計	1,456	1,311	2,767	100.0%		
構成比		52.6%	47.4%	100.0%	-		

(単位:人)

		男		女		合計	構成比
		男	女	男	女		
1000万歩 達成者 (記念品: リュック サック)	90歳以上	5	5	10	0.9%		
	80~89歳	154	92	246	23.1%		
	70~79歳	453	311	764	71.9%		
	65~69歳	18	25	43	4.0%		
	合計	630	433	1,063	100.0%		
構成比		59.3%	40.7%	100.0%	-		

(平成24年11月27日 市長からの祝福状贈呈式開催)

2 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センターの設置状況

尼崎市役所支所設置条例に定める支所の対象地区を日常生活圏域とし、6か所の日常生活圏域ごとに2か所ずつ、合計12か所の地域包括支援センターを設置している。

日常生活圏域	名 称	
中 央	尼崎市「中央東」地域包括支援センター	尼崎市「中央西」地域包括支援センター
小 田	尼崎市「小田南」地域包括支援センター	尼崎市「小田北」地域包括支援センター
大 庄	尼崎市「大庄南」地域包括支援センター	尼崎市「大庄北」地域包括支援センター
立 花	尼崎市「立花南」地域包括支援センター	尼崎市「立花北」地域包括支援センター
武 庫	尼崎市「武庫東」地域包括支援センター	尼崎市「武庫西」地域包括支援センター
園 田	尼崎市「園田南」地域包括支援センター	尼崎市「園田北」地域包括支援センター

(2) 介護予防ケアマネジメント業務

二次予防事業対象者が要介護状態になることを予防するため、介護予防事業等を効率的に実施されるよう状況に応じて必要な援助を行う。

① 介護予防ケアプランの作成数(二次予防事業対象者対象) (単位:件)

地域包括支援センター名	中央東	中央西	小田南	小田北	大庄南	大庄北
作成数	17	0	1	1	14	24

地域包括支援センター名	立花南	立花北	武庫東	武庫西	園田南	園田北	合計
作成数	53	49	1	1	34	0	195

(3) 総合相談支援、権利擁護業務

地域の高齢者に対して、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、実態の把握、相談業務を行い、適切な保健・医療・福祉等のサービス利用への支援及び権利擁護のための支援を行う。

① 相談件数等 (単位:件)

地域包括支援センター名	中央東	中央西	小田南	小田北	大庄南	大庄北
介護保険その他の保健福祉サービスに関すること	1,299	586	2,167	1,339	972	1,937
権利擁護(成年後見制度等)に関すること	53	59	135	35	121	106
高齢者虐待に関すること	268	152	51	167	55	313
合 計	1,620	797	2,353	1,541	1,148	2,356

地域包括支援センター名	立花南	立花北	武庫東	武庫西	園田南	園田北	合計
介護保険その他の保健福祉サービスに関すること	1,107	1,306	1,084	1,626	2,411	1,563	17,397
権利擁護(成年後見制度等)に関すること	222	198	160	182	161	341	1,773
高齢者虐待に関すること	72	222	135	224	103	179	1,941
合 計	1,401	1,726	1,379	2,032	2,675	2,083	21,111

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の高齢者が安心して暮らせるように、介護支援専門員・主治医・関係機関等の職種相互の連携を構築し、状況や変化に応じて包括的かつ継続的に支援を行う。

① 包括的・継続的ケアマネジメント

介護保険外の関わりも含め包括的・継続的ケアを可能にする体制を作り、その体制のもとで、主任介護支援専門員が地域の介護支援専門員を支援して、個々の介護支援専門員が他職種・他機関と連携をとりながら高齢者を支える活動ができるような取り組みとして、主に次の業務を行なった。

- ア 行政機関(担当課、保健所、福祉事務所)、病院等関係機関と連携
- イ 地域の保健・医療・福祉サービス等に関する情報の収集及び提供
- ウ 地域ケア会議等、介護保険以外のサービス提供が必要な高齢者を対象とする効果的な介護予防・生活支援サービスの総合調整、地域ケアの総合的な活動推進
- エ ボランティア活動、NPO等によるサービス提供、地域の助け合いなどインフォーマルサービスと連携できる体制づくりと、地域におけるインフォーマルサービスの開発やネットワーク化などインフォーマルサポート機能の強化

② 介護支援専門員に対する個別支援

担当地域の介護支援専門員を支援して、そのケアマネジメント力を高めるために、主に次の業務を行なった。

- ア 担当地域の介護支援専門員や居宅介護支援事業所の把握や必要に応じた援助
- イ 施設・病院と在宅との連携、他制度を円滑に利用するための関係機関との連携体制の構築(関係機関がサービス担当者会議に参加できるような環境づくり)
- ウ 介護支援介護専門員に対し、相談窓口の開設・慣習の実施や様々な機関が行う研修の情報提供
- エ 支援困難事例に対する事例検討会議開催など
- オ 介護支援専門員同士のネットワーク組織の育成
- カ 個別のケアプランの作成指導

3 任意事業

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができること及び介護保険事業の安定化を図るとともに、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする。

(1) 認知症高齢者介護者支援事業

認知症高齢者を介護する家族等を支援するため、専門医による相談窓口の設置、認知症基礎講座を実施するとともに、認知症に関する啓発事業、介護支援専門員等に対する情報提供や技術支援を行う。

(単位:回数(回)、人数(人))

			24年度	23年度	22年度
講演会等	認知症啓発講演会・技術支援講演会・家族のための「認知症」基礎講座	開催回数	9	8	8
		延べ参加者数	254	136	149

(2) 家族介護慰労事業

要介護4又は5に相当する市県民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間介護保険サービスを利用しなかった者を現に介護している家族に、家族介護慰労金を支給する。(年額10万円)

(単位:人)

年度	24年度	23年度	22年度
人数	2	4	5

(3) シルバーハウジング生活援助員派遣事業

災害復興公営住宅等のシルバーハウジングに生活援助員を派遣し、生活相談、安否確認等を行い、在宅生活を支援する。

(市営団地7か所、県営団地2か所※)

(単位:件)

団地名	実施戸数	派遣人数	委託先	生活相談 A	安否確認 B	合計 (A+B)
神崎北	30	1	(福)阪神共同福祉会	3,189	4,899	8,088
水堂※	270	9	(福)長生福祉会	2,629	177,303	179,932
金楽寺※	32	1	(福)きらくえん	1,965	8,441	10,406
西長洲北	30	1	(福)きらくえん	2,649	6,815	9,464
今福	30	1	(福)きらくえん	1,792	5,788	7,580
築地北	30	1	(福)ほがらか会	3,359	6,613	9,972
道意	30	1	(福)サンシャイン	1,081	7,241	8,322
潮江	60	2	(福)きらくえん	3,658	15,638	19,296
久々知	22	1	(福)阪神共同福祉会	906	4,528	5,434
合計	534	18		21,228	237,266	258,494

(4) 徘徊高齢者家族支援サービス事業

要介護認定を受けている65歳以上の在宅の認知症高齢者が屋外で徘徊したときに、早期に発見する位置情報検索システムを活用し、事故防止など家族の介護負担の軽減を図る。(端末機利用登録手数料:1台7,350円を市が負担)(委託先:社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

年度	24年度	23年度	22年度
人数	24	24	19

(5) 高齢者向けグループハウス運営事業

要介護1または2の認定を受けている65歳以上の在宅独居高齢者に対し、24時間見守り等のケアを行い自立した生活が営めるよう支援する。(委託先:社会福祉法人 阪神共同福祉会)

年度	24年度	23年度	22年度
年度末入居者数	16	16	16

 (単位:人)

(6) 高齢者自立支援型食事サービス事業

食事サービスを提供することにより、ひとり暮らし高齢者等の生活をサポートするとともに、安否の確認や孤独の解消を図り、在宅生活を支援する。(委託先:社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

年度	24年度	23年度	22年度
延べ利用者数	1,919	2,096	2,837
配食総数	27,001	32,076	40,018

 (単位:人)

(7) 住宅改造相談事業

介護保険第1号被保険者の日常生活を支援するため、その身体状況に応じた住宅改造を行う場合、相談及び助言を行う。(委託先:社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

年度	24年度	23年度	22年度
相談件数	72	81	59

 (単位:件)

(8) 家族介護用品支給事業

重度(要介護4・5)で、市県民税非課税世帯の在宅高齢者等を介護している家族に対して、介護用品(紙おむつ等)を支給し、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図る。

年度	24年度	23年度	22年度
支給件数	2,504	2,571	2,631
支給額(円)	11,981,605	12,229,757	12,406,974

 (単位:件)

(9) 住宅改修支援事業

福祉住環境コーディネーター等が行う住宅改修費申請に必要な理由書の作成業務に対し助成する。(1件2,000円)

	24年度	23年度	22年度
支給件数	80	100	88
支給額	160,000	200,000	176,000

 (単位:件)

(10) 介護相談員派遣事業

介護サービスの適正化と質的な向上を図るため、介護保険施設入所者等を対象として介護相談員の派遣を行う。

ア 介護相談員数 11人(平成25年3月31日現在)

イ 派遣先

介護老人福祉施設 17施設 介護老人保健施設 5施設

認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 16施設 (平成25年3月31日現在)

(単位:件)

	活動件数	活動内容						各年度末	
	合計	面接	声かけ	気づき	電話	文書	その他	相談員数	派遣先
21年度	22,320	8,214	13,817	289	0	0	0	8人	27箇所
22年度	25,892	10,655	14,950	286	0	0	1	10人	34箇所
23年度	26,531	11,412	14,560	559	0	0	0	12人	39箇所
24年度	25,928	12,089	13,278	561	0	0	0	11人	38箇所

(11) 介護給付適正化事業

利用者の自立支援に必要な介護サービスが適正に提供されること等を目指し、ケアプランのチェック・介護保険と医療情報の点検等を行う。

平成19年度より地域支援事業で実施。

(単位:件)

項目	説明	単位	24年度	23年度	22年度
給付費通知の発送	利用実績に係る給付費の通知を発送(年1回)	通知件数	17,718	16,300	15,642
ケアプランチェック	適正なケアプランが作成されているか点検する	点検件数	915	1,131	1,879
縦覧点検	請求内容が適正かどうか点検する	点検件数	114	38	62
医療情報との突合	医療保険と介護保険を突合して点検する	点検件数	120	107	131

(12) 成年後見制度利用支援事業

契約締結等に必要な判断能力が不十分な身寄りのない認知症高齢者等に代わり、市が家庭裁判所に対し成年後見等開始の申し立てを行う。また、助成を受けなければ制度利用が困難と認められる者に対しては、当該制度に係る費用の全部または一部を助成する。

	24年度合計	23年度合計	22年度合計
申立件数	17	16	17
助成件数	21	13	13

(単位:件)

(13) 高齢者緊急一時保護事業

虐待を受けたり、認知症で徘徊中に警察などに保護された高齢者、また入院等により介護者がいなくなった要介護高齢者等を緊急に福祉施設に一時保護し、その間に施設入所やショートステイ等次の支援につなげていく。

	24年度	23年度	22年度
発生件数	8	7	5
保護延日数	86	60	32

(単位:件)
(単位:日)

※平成22年10月より事業を開始し、23年度までは一般会計で予算執行

VII その他

1 広報活動

- (1) パンフレットの作成・配布 【平成24年4月～平成25年3月】
- ・ 介護保険事業担当課、各支所地域福祉担当、各地域包括支援センター等で窓口配布
- (2) 保険料のしおり 【保険料決定通知書に同封、平成24年度中に65歳到達者、転入者へは随時発送】
- (3) 介護保険だよりの発行 【平成24年6月、平成25年1月発行】
- | | |
|--|--|
| 平成24年6月 | 平成25年1月 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 231,500部発行配布 市内一円戸別配布 224,500部 公共施設窓口設置 7,000部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 229,000部発行配布 市内一円戸別配布 223,500部 公共施設窓口設置 5,500部 |
- ・ 点字版・カセットテープ版の作成・配付
 - 市報希望者等への郵送および公共施設等への設置
- (4) 市報あまがさきへの掲載
- ・ 4月号 65歳以上の方の介護保険料について
 - ・ 6月号 介護保険料の決定、減免申請について

(5) 市民への説明(市政出前講座)等

種 別	回数	参加者
市政出前講座	9	265
その他講座等	3	161
合 計	12	426

(6) ホームページへの掲載

- ・ 随時 介護保険事業担当課ホームページ更新

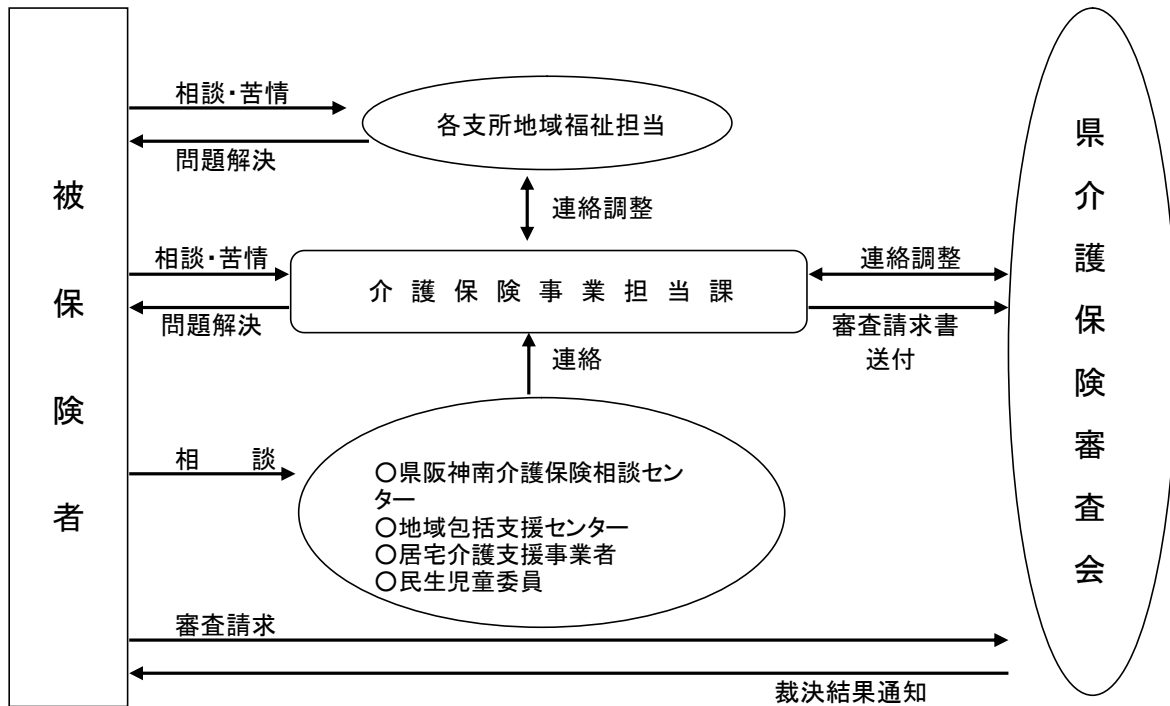
2 苦情相談件数

項 目	件 数
要介護認定に関するもの	5
介護サービスやケアプランに関するもの	75
保険料に関するもの	2
その他(制度の内容など)	6
合 計	88

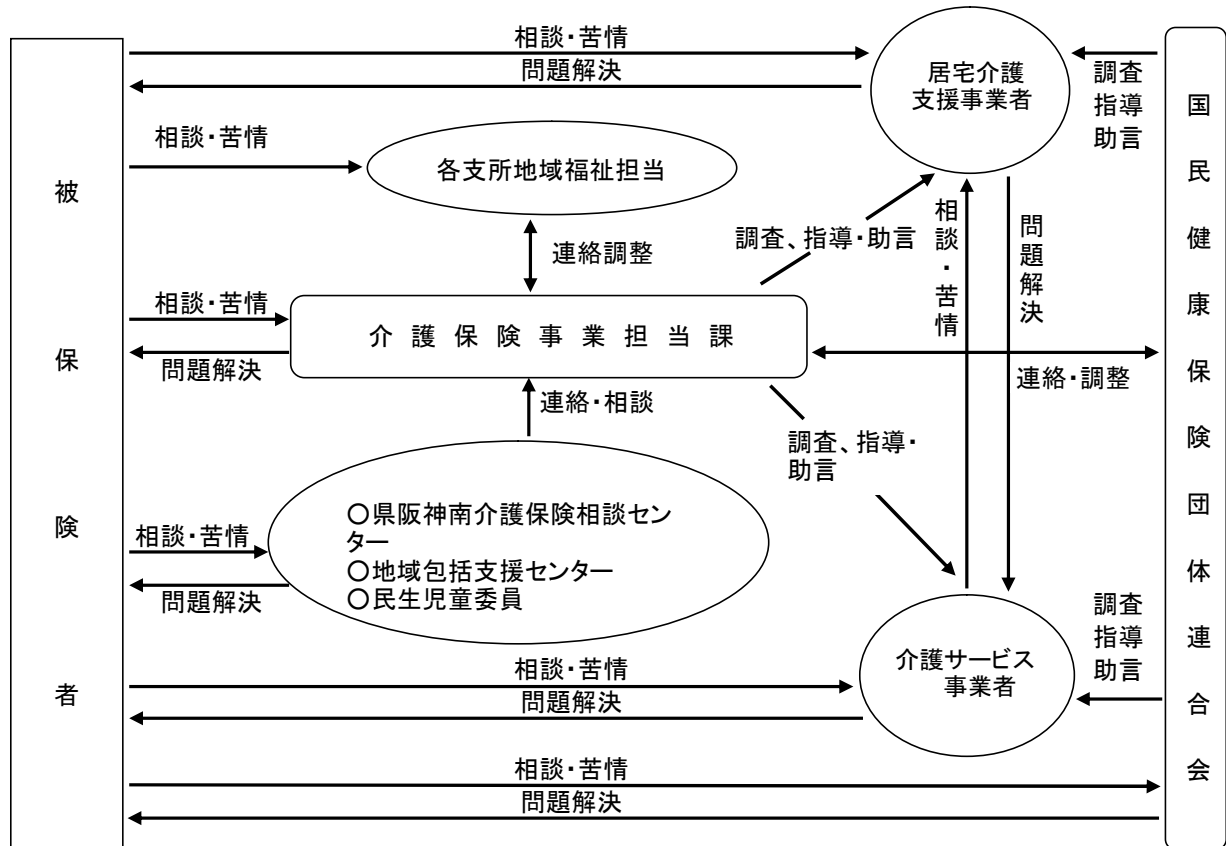
※対応困難事例のみ

3 相談・苦情への対応

(1) 要介護認定、保険料徴収について



(2) サービスの利用について



4 尼崎市内 介護保険事業者数(平成25年3月31日現在)

(1)介護保険事業者数

(単位:事業所)

サービス種類	中央	小田	大庄	立花	武庫	園田	合計
居宅介護支援事業	39	33	27	47	34	33	213
訪問介護	44	44	33	69	42	46	278
訪問入浴介護	0	1	1	1	1	3	7
訪問看護	5	9	5	4	8	9	40
通所介護	15	28	28	42	24	18	155
通所リハビリテーション	5	3	3	3	1	3	18
福祉用具貸与	8	3	4	14	5	7	41
短期入所生活介護	1	6	2	2	3	8	22
短期入所療養介護	4	1	2	4	1	2	14
特定施設入居者生活介護	1	2	0	0	1	2	6
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	1	0	0	0	0	1
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	1	5	2	5	1	3	17
小規模多機能型居宅介護	0	1	1	0	2	1	5
認知症対応型共同生活介護	1	3	4	5	3	4	20
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	1	0	0	0	1
地域密着型介護老人福祉施設	0	0	0	0	0	2	2
介護老人福祉施設	1	4	2	3	3	5	18
介護老人保健施設	4	1	1	3	1	2	12
介護療養型医療施設	0	0	1	1	0	0	2
合 計	129	145	117	203	130	148	872

※医療法人のみなし指定は除く。

(2)市内の介護保険施設(平成25年3月31日現在)

① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

No.	地域	事業所名	所在地	電話番号	定員
1	中央	特別養護老人ホームほがらか苑	東本町4丁目103番11	4868-2533	55
2	小田	特別養護老人ホーム西長洲荘	西長洲町3丁目3番20号	6483-5510	105
3	小田	特別養護老人ホーム喜楽苑	長洲西通2丁目8番3号	6488-9287	50
4	小田	特別養護老人ホーム高齢者総合福祉施設あまの里	下坂部3丁目2-40	6495-4750	60
5	小田	特別養護老人ホーム芦風荘	西長洲町1丁目3番1号	4868-3966	100
6	大庄	特別養護老人ホームサンホームあまがさき	大庄北3丁目15番1号	6412-6676	54
7	大庄	特別養護老人ホームサンホーム大庄西	大島3丁目9番1号	6412-1669	100
8	立花	特別養護老人ホーム南野の月	富松町3丁目2番37号	4961-6200	55
9	立花	特別養護老人ホーム南野の庭	富松町3丁目6-20	4961-6202	30
10	立花	特別養護老人ホームロータス・ガーデン	栗山町1丁目20-20	6428-7111	85
11	武庫	特別養護老人ホームサンフォート武庫之荘	武庫之荘9丁目34-16	6436-8333	70
12	武庫	特別養護老人ホーム博寿苑	武庫元町2丁目23-15	6438-3911	60
13	武庫	特別養護老人ホーム武庫之荘ホール	武庫町4-4-20	6433-7091	54
14	園田	特別養護老人ホーム春日苑	田能5丁目10番25号	6498-0228	40
15	園田	特別養護老人ホームらくらく苑	田能4丁目2番50号	6494-1248	105
16	園田	特別養護老人ホーム北之庄らくらく苑	田能3丁目5-28	6494-1250	50
17	園田	特別養護老人ホーム園田苑	小中島1丁目1番18号	6493-3731	50
18	園田	特別養護老人ホームけま喜楽苑	食満2丁目22番1号	6493-8300	55

② 地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

No.	地域	事業所名	所在地	電話番号	定員
1	園田	春日苑東館地域密着型特養	田能5-10-55	6498-1511	15
2	園田	特別養護老人ホームカラー尼崎	口田中1丁目16-2	6499-1156	29

③ 介護老人保健施設(老人保健施設)

No.	地域	事業所名	所在地	電話番号	定員
1	中央	老人保健施設友の家	東本町2丁目51	4868-0823	50
2	中央	介護老人保健施設おおくま	昭通通2-12-8	6487-3900	100
3	中央	医療法人中央会(社団)介護老人保健施設なにおローランド	東難波町1丁目3-10	6481-8010	96
4	中央	フローリス介護老人保健施設	西難波町6-11-6	4868-3800	100
5	小田	医療法人中央会ローランド	潮江2丁目1-10	6499-8500	126
6	大庄	老人保健施設サンプラザ平成	大庄西町4丁目3-9	6417-0700	50
7	立花	老人保健施設南野の郷	富松町3丁目33-22	4961-8300	100
8	立花	医療法人尼崎厚生会立花老人保健施設	立花町4丁目4-23	6436-3238	68
9	立花	介護老人保健施設武庫之荘	南武庫之荘2-10-30	6432-0032	54
10	武庫	尼崎医療生協介護老人保健施設ひだまりの里	南武庫之荘11丁目12-1	4962-5920	95
11	園田	医療法人旭会そのだ介護老人保健施設	東園田町2丁目48-8	6491-3911	65
12	園田	尼崎老人保健施設ブルーベリー	上坂部2丁目24-5	6494-0015	150

④ 介護療養型医療施設(療養病床等)

No.	地域	事業所名	所在地	電話番号	定員
1	大庄	青木診療所	大庄北4丁目12番10号	6417-5921	8
2	立花	医療法人尼崎厚生会立花病院	立花町4丁目3-18	6438-3761	60

⑤ 特定施設入居者生活介護事業所

No.	地域	事業所名	所在地	電話番号	定員
1	中央	長安寮	東難波町4丁目9-27	6489-3700	100
2	小田	ウエルハウス尼崎	杭瀬南新町4丁目5-3	6489-1501	146
3	小田	パストラルニ崎	潮江1-10-2	6493-0521	182
4	武庫	アミーコ武庫之荘	常松1丁目22-3	6431-2194	48
5	園田	アミーコ尼崎田能	田能5-1-28	6495-2724	45
6	園田	介護付有料老人ホームアットホームふじた	東園田町1-77	6492-2370	50

5 尼崎市地域包括支援センター運営協議会

(1)設置年月日 平成18年4月1日

(2)設置目的

地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として設置される「地域包括支援センター」の公正・中立を確保し、その円滑かつ適正な運営を図るため、「尼崎市地域包括支援センター運営協議会」を設置する。

(3)組織

- ・委員数 20人以内（平成25年3月31日現在 15人）
- ・任期 3年
- ・構成 委員は、次の者のうちから市長が委嘱する。
 - ① 介護サービス等に関する事業者及び職能団体等
 - ② 介護サービスの利用者及び介護保険の被保険者等
 - ③ 地域における福祉関係者
 - ④ 地域ケア等に関する学識経験を有する者
 - ⑤ その他、保健・医療・福祉について知識経験を有する者

(4)所掌事項

- ① 地域包括支援センターの設置に関すること
- ② 地域包括支援センターの運営に関すること
- ③ 地域包括支援センターの介護予防マネジメントの委託に関すること
- ④ 地域包括支援センターの業務の公正・中立を確保するための、事業内容等の評価に関すること
- ⑤ 地域包括ケアシステムの形成に向けた地域資源のネットワーク化に関すること
- ⑥ その他地域包括支援センターに関し必要なこと

(5)平成24年度開催回数

3回(平成24年7月31日、11月19日、平成25年3月22日)

(6)地域包括支援センターについて

尼崎市役所支所設置条例に定める支所の対象地区を日常生活圏域とし、6か所の日常生活圏域ごとに2か所ずつ、合計12か所の地域包括支援センターを設置している。

日常生活圏域	名 称	
中 央	尼崎市「中央東」地域包括支援センター	尼崎市「中央西」地域包括支援センター
小 田	尼崎市「小田南」地域包括支援センター	尼崎市「小田北」地域包括支援センター
大 庄	尼崎市「大庄南」地域包括支援センター	尼崎市「大庄北」地域包括支援センター
立 花	尼崎市「立花南」地域包括支援センター	尼崎市「立花北」地域包括支援センター
武 庫	尼崎市「武庫東」地域包括支援センター	尼崎市「武庫西」地域包括支援センター
園 田	尼崎市「園田南」地域包括支援センター	尼崎市「園田北」地域包括支援センター

6 尼崎市地域密着型サービス運営委員会

(1)設置年月日 平成18年4月1日

(2)設置目的

本市における地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、尼崎市地域密着型サービス運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(3)組織

委員会の委員は、尼崎市地域密着型サービス運営委員会設置要綱において、尼崎市地域包括支援センター運営協議会委員のうち臨時委員を除いた委員をもって充てることとしている。

(4)所掌事項

- ① 地域密着型サービスの指定、指定拒否及び指定取消に関すること
- ② 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬に関すること
- ③ 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他地域密着型サービスの適正な運営の確保の観点から必要と認められる事項

(5)平成24年度開催回数

3回(平成24年7月31日、11月19日、平成25年3月22日)

7 尼崎居宅介護支援事業連絡会

(1) 設立

平成12年2月3日

(2) 目的

尼崎市で事業展開を行う居宅介護支援事業者間の連携、相互補完を図り、介護サービスの安定的な供給体制づくり、及びサービスの質の向上等に取り組むことを目的とする。

(3) 会員数

152事業者(平成25年3月31日現在)

(4) 主な活動内容

- ① 介護サービスの質の向上に関する研修会・連絡会等の開催
- ② 介護サービスに関する情報の共有のための諸事業
- ③ 介護保険等に関する事業者間の連絡及び協力体制の確保

日 時	項 目	内 容
平成24年 5月	総会	事業計画、予算審議
	全体研修会	講 演 「平成24年度介護保険報酬改定について」 講 師 日本介護支援専門員協会副会長 濱田 和則 氏
平成24年 7月	全体研修会	講義とグループワーク「ケアマネジャー向け接遇研修」 講師 医療法人 錦秀会阪和泉北第2病院MSW部長 田内 みどり 氏
平成24年11月	事業者研修会	講演 「平成24年度介護保険制度改正による経営環境の現状について」 講師 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 善積 康子 氏
平成24年11月	全体研修会	講演 「医療問題と終末ケアについて」 講師 尼崎医療生活共同組合東尼崎診療所所長 小川 智 氏
平成24年11月	資料	推薦図書「死学」～安らかな終末を、緩和医療のすすめ～
平成24年12月	意見交換会 名刺交換会	意見交換会・名刺交換会の開催
平成25年 2月	全体研修会	講 演 「うつ病の基礎知識と自殺予防 ～うつ病との正しい関わり方について～」 講 師 兵庫県精神保健福祉センター 前所長 大西 道生 医師

その他

<幹事会(役員会)の開催>
6回

VIII 財政・条例等

1 財政

(1) 平成24年度介護保険事業費歳入歳出決算(見込)

(歳入)

(単位:円)

款	項	目	金額
04	介護保険料		6,693,380,182
	05	介護保険料	6,693,380,182
		05 第1号被保険者保険料	6,693,380,182
35	使用料及び手数料		840,880
	10	手数料	840,880
		05 手数料	840,880
40	国庫支出金		7,132,061,087
	05	国庫負担金	5,535,452,132
		10 介護給付費負担金	5,535,452,132
	10	国庫補助金	1,596,608,955
		10 調整交付金	1,449,167,000
		25 地域支援事業交付金	147,440,955
		35 介護保険災害臨時特例補助金	1,000
41	支払基金交付金		8,909,075,000
	05	支払基金交付金	8,909,075,000
		05 介護給付費交付金	8,891,361,000
		10 地域支援事業交付金	17,714,000
45	県支出金		4,629,264,968
	05	県負担金	4,366,429,000
		05 介護給付費負担金	4,366,429,000
	10	県補助金	262,835,968
		05 地域支援事業交付金	73,373,000
		10 介護保険料軽減事業補助金	189,462,968
50	財産収入		242,857
	05	財産運用収入	242,857
		10 利子及び配当金	242,857
60	繰入金		4,480,328,732
	05	他会計繰入金	4,480,328,732
		05 他会計繰入金	4,480,328,732
	10	基金繰入金	0
		10 介護給付費準備基金繰入金	0
65	繰越金		530,213,864
	05	繰越金	530,213,864
		05 繰越金	530,213,864
70	諸収入		3,266,799
	05	延滞金、及び過料	364,800
		05 第1号被保険者延滞金	364,800
	30	雑入	2,901,999
		05 滞納処分費	0
		10 第三者納付金	768,722
		15 返納金	418,500
		20 雑入	1,714,777
	合	計	32,378,674,369

(歳出)

(単位:円)

款	項	目	金額
05	総務費		601,776,716
	05	総務管理費	601,776,716
		05 一般管理費	345,313,854
		10 連合会負担金	2,030,436
		15 賦課徴収費	24,667,357
		20 介護認定費	229,765,069
10	保険給付費		30,479,048,683
	05	介護サービス等諸費	29,758,222,882
		05 介護サービス等給付費	29,727,476,632
		10 審査支払手数料	30,746,250
	10	高額介護サービス費	720,825,801
		05 高額介護サービス費	720,825,801
17	地域支援事業費		380,359,925
	05	地域支援事業費	380,359,925
		05 介護予防事業費	54,878,046
		10 包括的支援等事業費	325,481,879
25	基金積立金		202,401,000
	05	基金積立金	202,401,000
		05 介護給付費準備基金積立金	202,401,000
60	諸支出金		174,775,165
	10	諸費	174,775,165
		10 第1号被保険者償還金及び還付加算金	174,775,165
65	予備費		0
	05	予備費	0
		05 予備費	0
	合	計	31,838,361,489

(繰越)

翌年度繰越(実質収支)	540,312,880
-------------	-------------

(2) 平成25年度介護保険事業費歳入歳出予算(当初)

(歳入)			(単位:千円)
款	項	目	金額
04	介護保険料		6,906,349
	05	介護保険料	6,906,349
		05 第1号被保険者保険料	6,906,349
35	使用料及び手数料		1
	10	手数料	1
		05 手数料	1
40	国庫支出金		7,894,899
	05	国庫負担金	6,215,056
		10 介護給付費負担金	6,215,056
	10	国庫補助金	1,679,843
		10 調整交付金	1,530,808
		25 地域支援事業交付金	149,035
41	支払基金交付金		9,665,923
	05	支払基金交付金	9,665,923
		05 介護給付費交付金	9,649,134
		10 地域支援事業交付金	16,789
45	県支出金		4,735,718
	05	県負担金	4,661,201
		05 介護給付費負担金	4,661,201
	10	県補助金	74,517
		05 地域支援事業交付金	74,517
50	財産収入		951
	05	財産運用収入	951
		10 利子及び配当金	951
60	繰入金		4,879,123
	05	他会計繰入金	4,879,123
		05 他会計繰入金	4,879,123
	10	基金繰入金	0
		10 介護給付費準備基金繰入金	0
65	繰越金		1
	05	繰越金	1
		05 繰越金	1
70	諸収入		1,556
	05	延滞金、及び過料	1
		05 第1号被保険者延滞金	1
	30	雑入	1,555
		05 滞納処分費	1
		10 第三者納付金	1
		15 返納金	1
		20 雑入	1,552
合 計			34,084,521

(歳出)			(単位:千円)
款	項	目	金額
05	総務費		682,961
	05	総務管理費	682,961
		05 一般管理費	378,514
		10 連合会負担金	2,137
		15 賦課徴収費	28,026
		20 介護認定費	274,284
10	保険給付費		32,970,296
	05	介護サービス等諸費	32,240,222
		05 介護サービス等給付費	32,208,021
		10 審査支払手数料	32,201
	10	高額介護サービス費	730,074
		05 高額介護サービス費	730,074
15	財政安定化基金拠出金		0
	05	財政安定化基金拠出金	0
		05 財政安定化基金拠出金	0
17	地域支援事業費		399,467
	05	地域支援事業費	399,467
		05 介護予防事業費	57,892
		10 包括的支援等事業費	341,575
25	基金積立金		15,498
	05	基金積立金	15,498
		05 介護給付費準備基金積立金	15,498
60	諸支出金		15,299
	10	諸費	15,299
		10 第1号被保険者償還金及び還付加算金	15,299
65	予備費		1,000
	05	予備費	1,000
		05 予備費	1,000
合 計			34,084,521

(3) 介護保険事業に係る基金の状況

○ 尼崎市介護給付費準備基金

(単位:円)

	22年度	23年度	24年度
前年度末基金残高	501,674,000	473,496,021	7,028,160
基金積立額合計	3,186,021	1,174,139	202,401,000
保険料積立額	0	0	12,695,175
運用収入積立額	3,186,021	1,174,139	242,857
介護保険料軽減事業補助			189,462,968
基金取崩額	31,364,000	467,642,000	0
年度末基金残高	473,496,021	7,028,160	209,429,160

○ 尼崎市介護従事者処遇改善臨時特例基金

(単位:円)

	22年度	23年度	24年度
前年度末基金残高	96,483,589	6,970,266	/
基金積立額合計	612,745	27,881	
保険料軽減分積立額	0	0	
事務費分積立額	612,745	27,881	
基金取崩額	90,126,068	6,998,147	
保険料軽減分取崩額	82,543,056	0	
事務費分取崩額	7,583,012	6,998,147	
年度末基金残高	6,970,266	0	

※平成23年度末で基金を解散している

2 条例等

(1) 尼崎市介護保険条例

平成12年3月24日

条例第22号

(この条例の趣旨)

第1条 本市が行う介護保険については、法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(介護認定審査会の委員の定数)

第2条 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第14条の規定により設置する尼崎市介護認定審査会の委員の定数は、180人以内とする。

(平15条例14・一部改正)

(地域支援事業の実施)

第3条 本市は、法第115条の45第1項各号に掲げる事業のほか、同条第3項各号に掲げる事業を実施するものとする。

(平18条例36・平21条例15・平24条例24・一部改正)

(保険料率)

第4条 平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 32,048円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 40,060円
- (3) 令附則第16条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に規定する者 43,906円
- (4) 令第39条第1項第3号に掲げる者(前号に該当する者を除く。) 48,072円
- (5) 令附則第17条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に規定する者 57,686円
- (6) 令第39条第1項第4号に掲げる者(前号に該当する者を除く。) 64,095円
- (7) 次のいずれかに該当する者 73,710円

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が125万円以下であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、この号の額が賦課されたならば保護(生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((2)に該当する者に限る。次号イ、第9号イ及び第10号イにおいて同じ。)、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 80,119円

ア 合計所得金額が125万円を超え190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 96,143円

ア 合計所得金額が190万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ又は次号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 104,155円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。)

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 112,167円

(平15条例14・平18条例36・平21条例15・平24条例24・一部改正)

(普通徴収に係る納期)

第5条 普通徴収(法第131条に規定する普通徴収をいう。以下同じ。)の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月30日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 8月1日から同月31日まで

第4期 9月1日から同月30日まで

第5期 10月1日から同月31日まで

第6期 11月1日から同月30日まで

第7期 12月1日から翌年1月4日まで

第8期 1月4日から同月31日まで

第9期 2月1日から同月末日まで

第10期 3月1日から同月31日まで

- 2 前項により難いときは、市長が別に納期を定める。
- 3 第1項に定める期限が土曜日であるときは、この日を休日とみなして民法(明治29年法律第89号)第142条の規定を適用する。

(第1号被保険者の資格取得、喪失等に伴う保険料額の算定)

第6条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、当該資格を取得した日の属する月から、月割りをもつて行う。

- 2 前項の規定により保険料額を算定する場合における第4条の規定の適用については、同条中「当該年度分の保険料の賦課期日」とあるのは、「第1号被保険者の資格を取得した日」とする。

- 3 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、当該資格を喪失した日の属する月の前月まで、月割りをもつて行う。

- 4 保険料の賦課期日(同日後に第1号被保険者の資格を取得した場合にあっては、当該資格を取得した日。以下この項(第2号を除く。))において「賦課期日」という。)後に令第39条第1項第1号イに掲げる者(賦課期日において同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有していた者で同号イ(2)に該当するものに限る。)、同号ロ若しくはハ若しくは同項第2号ロに掲げる者、同項第3号ロに掲げる者(令附則第16条第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。以下同じ。))に規定する者を除く。)、令第39条第1項第4号ロに掲げる者(令附則第17条第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。以下同じ。))に規定する者を除く。)、令附則第16条第2項若しくは第17条第2項に規定する者又は第4条第7号イ、第8号イ、第9号イ若しくは第10号イに掲げる者(以下これらの者を「被保護者等」という。)に該当することとなった第1号被保険者に係る保険料額は、次に掲げる額を合計した額とする。

(1) 第1号被保険者が被保護者等に該当することとなった日(以下「異動日」という。)前に当該第1号被保険者に賦課されていた保険料額について、当該異動日の属する月の前月までの月割りにより算定した額

(2) 異動日を賦課期日とみなして第4条の規定を適用した場合における保険料率について、当該異動日の属する月からの月割りにより算定した額

- 5 第1項、第3項及び前項の規定により算定された保険料額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(平18条例36・平24条例24・一部改正)

(保険料額の決定通知)

第7条 保険料額を決定したときは、市長は、速やかにこれを第1号被保険者に通知する。

その額を変更したときも、また同様とする。

(保険料の減免等)

第8条 市長は、保険料の納付義務者について災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認められるときは、当該保険料の納付義務者からの申請により、保険料を減免し、又は6月以内の期間を限ってその徴収を猶予することができる。

(督促)

第9条 保険料を納期限までに納付しない者があるときは、市長は、納付の期限を指定して督促状を発する。

2 前項の督促状により指定する納付の期限は、その督促状を発した日から起算して11日目とする。

(督促手数料)

第10条 前条第1項の規定により督促状を発したときは、1通について80円の督促手数料を徴収する。

(延滞金)

第11条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該保険料の金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 前項に規定する延滞金の額の計算に係る年当たりの割合は、閏年^{じゆん}の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(居宅サービス事業者の指定申請手数料等)

第12条 法第70条第1項の規定による居宅サービス事業者の指定を受けようとする者、法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第79条第1項の規定による居宅介護支援事業者の指定を受けようとする者、法第79条の2第4項において準用する法第79条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の2第1項の規定による介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する法

第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第1に定める手数料を納付しなければならない。

(平24条例24・追加)

(地域密着型サービス事業者の指定申請手数料等)

第13条 法第78条の2第1項の規定による地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者、法第78条の12において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の12第1項の規定による地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の21において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。

(平24条例24・追加)

(介護老人福祉施設の指定申請手数料等)

第14条 法第86条第1項の規定による介護老人福祉施設の指定を受けようとする者、法第86条の2第4項において準用する法第86条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第94条第1項の規定により介護老人保健施設の開設の許可を受けようとする者、法第94条の2第4項において準用する法第94条第1項の規定により当該許可の更新を受けようとする者、同条第2項の規定により介護老人保健施設の変更の許可(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第136条第1項第7号に掲げる事項の変更を伴うものに限る。)を受けようとする者又は健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第107条の2第4項において準用する旧法第107条第1項の規定による介護療養型医療施設の指定の更新を受けようとする者は、これらの指定若しくは許可又は更新の申請の際、別表第3に定める手数料を納付しなければならない。

(平24条例24・追加)

(手数料の減免等)

第15条 市長は、災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認めるときは、第12条から前条までの手数料を減免することができる。

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があるとき、この限りでない。

(平24条例24・追加)

(罰則)

第16条 第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第12条繰下)

第17条 法第30条第1項後段、第31条第1項後段、第33条の3第1項後段、第34条第1項後段、第35条第6項後段、第66条第1項若しくは第2項又は第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平18条例36・一部改正、平24条例24・旧第13条繰下)

第18条 被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第14条繰下)

第19条 偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第15条繰下)

第20条 第16条から前条までの規定により科する過料の額は、あらかじめ、その過料を科す者の弁明を聴き、情状により、市長が定める。ただし、その者が正当な理由なくして弁明をしない場合においては、この限りでない。

2 第16条から前条までの規定による過料を徴収する場合において発する納入通知書により指定する納付の期限は、その納入通知書を発した日から起算して10日以上を経過した日とする。

(平24条例24・旧第16条繰下・一部改正)

(介護給付費準備基金)

第21条 介護保険事業の運営に要する費用の財源に充てるため、尼崎市介護給付費準備基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 基金として積み立てる額は、毎年度尼崎市特別会計介護保険事業費歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

4 基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

- 5 基金は、基金の設置目的を達成するため、必要があると認めるときに限り、処分することができる。

(平24条例24・旧第17条繰下)

(委任)

- 第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平24条例24・旧第18条繰下)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(尼崎市介護認定審査会の委員の定数を定める条例の廃止)
- 2 尼崎市介護認定審査会の委員の定数を定める条例(平成11年尼崎市条例第24号)は、廃止する。
(平成12年度及び平成13年度における保険料率の特例)
- 3 平成12年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 4,584円
 - (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 6,876円
 - (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 9,167円
 - (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 11,459円
 - (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 13,751円
- 4 平成13年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 13,454円
 - (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 20,181円
 - (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 26,907円
 - (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 33,634円
 - (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 40,361円

(平成12年度分の普通徴収に係る納期の特例)
- 5 普通徴収の方法によって徴収する平成12年度分の保険料の納期は、第5条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 平成12年10月1日から同月31日まで

第2期 平成12年11月1日から同月30日まで

第3期 平成12年12月1日から平成13年1月4日まで

第4期 平成13年1月4日から同月31日まで

第5期 平成13年2月1日から同月28日まで

第6期 平成13年3月1日から同年4月2日まで

(平成13年度分の普通徴収に係る保険料の納付額の特例)

- 6 平成13年度分の普通徴収に係る保険料の第5条第1項に規定する各納期ごとの納付額は、第5期から第10期までの各納期ごとの納付額の合計額が第1期から第4期までの各納期ごとの納付額の合計額のおおむね2倍となるように分割して定めるものとする。

(平成12年度及び平成13年度における第1号被保険者の資格取得、喪失等に伴う保険料額の算定の特例)

- 7 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得し、又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額は、第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の付則第3項の規定による保険料額(次項において「平成12年度特例保険料額」という。)を6で除して得た額に平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数(当該被保険者資格を取得した日の属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日の属する月を除く。以下この項において同じ。)を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次の各号に掲げる額の合算額とする。

(1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の付則第4項の規定による保険料額(以下「平成13年度特例保険料額」という。)を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

(2) 平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

- 8 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イに掲げる者(同号イ(2)に係るものに限る。)に該当するに至った第1号被保険者(保険料の賦課期日に同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有していた者に限る。)並びに同号ロ及びハ、同項第2号ロ、同項第3号ロ又は同項第4号ロに掲げる者に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 当該異動した日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合 当該異動後における平成12年度特例保険料額

- (2) 当該異動した日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合 当該異動前における平成12年度特例保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成12年度特例保険料額を6で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額
- (3) 当該異動した日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 当該異動前における平成13年度特例保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額、当該異動後における平成13年度特例保険料額を18で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成13年9月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (4) 当該異動した日が、平成13年10月中である場合 当該異動前における平成13年度特例保険料額を3で除して得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (5) 当該異動した日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 当該異動前における平成13年度特例保険料額を3で除して得た額、当該異動前における平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(平成18年度における保険料率の特例)

- 9 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。以下「改正政令」という。)附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度における保険料率は、第4条第4号又は第5号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(以下「世帯主等」という。)を平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの 47,472円
- (2) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の規定の適用を受ける者に限る。

次号において同じ。)を平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税(以下「平成18年度分の市町村民税」という。)が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの 49,847円

- (3) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成18年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において同条第4号に該当するもの 61,714円

(平18条例36・追加)

(平成19年度における保険料率の特例)

- 10 改正政令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度における保険料率は、第4条第4号又は第5号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税(以下「平成19年度分の市町村民税」という。)が課されていない者とした場合において同条第2号又は第3号に該当するもの 52,223円

- (2) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等(地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の規定の適用を受ける者に限る。以下同じ。)を平成19年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの 56,968円

- (3) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成19年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において同条第4号に該当するもの 66,465円

(平18条例36・追加、平20条例12・一部改正)

(平成20年度における保険料率の特例)

- 11 前項の規定は、改正政令附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「附則第4条第1項第3号又は第4号」とあるのは「附則第4条第1項第5号又は第6号」と、「平成19年度に」とあるのは「平成20年度に」と、同項第1号中「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と、同項第2号中「地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の規定の適用を受ける」とあるのは「改正政令附則第4条第1項第5号に該当する」と、「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と、同項第3号中「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と読み替えるものとする。

(平18条例36・追加、平20条例12・全改)

(平成24年度における保険料率の特例)

- 12 第4条第9号に該当する第1号被保険者であって、平成23年の合計所得金額が190万円以上200万円未満であるものの平成24年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、85,458円とする。

(平24条例24・追加)

(平成25年度における保険料率の特例)

- 13 前項の規定は、同項に規定する者の平成25年度における保険料率について準用する。
この場合において、同項中「平成23年」とあるのは「平成24年」と、「85,458円」とあるのは「90,804円」と読み替えるものとする。

(平24条例24・追加)

(延滞金の割合の特例)

- 14 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(平18条例36・旧第9項繰下、平24条例24・旧第12項繰下)

付 則(平成15年3月28日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成18年3月28日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成20年3月27日条例第12号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成21年3月30日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成24年3月28日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

別表第1

(平24条例24・追加)

種別	手数料
1 居宅サービス事業者の指定申請手数料	居宅サービスの種類1件につき 20,000円
2 居宅サービス事業者の指定更新申請手数料	居宅サービスの種類1件につき 10,000円
3 居宅介護支援事業者の指定申請手数料	1件につき 20,000円
4 居宅介護支援事業者の指定更新申請手数料	1件につき 10,000円
5 介護予防サービス事業者の指定申請手数料	介護予防サービスの種類1件につき 14,000円
6 介護予防サービス事業者の指定更新申請手数料	介護予防サービスの種類1件につき 7,000円

備考 「居宅サービス」又は「介護予防サービス」とは、それぞれ法第8条第1項又は第8条の2第1項に規定する居宅サービス又は介護予防サービスをいう。

別表第2

(平24条例24・追加)

種別	手数料
1 地域密着型サービス事業者の指定申請手数料	地域密着型サービスの種類1件につき 20,000円(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあっては、30,000円)
2 地域密着型サービス事業者の指定更新申請手数料	地域密着型サービスの種類1件につき 10,000円(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあっては、15,000円)
3 地域密着型介護予防サービス事業者の指定申請手数料	地域密着型介護予防サービスの種類1件につき 14,000円
4 地域密着型介護予防サービス事業者の指定更新申請手数料	地域密着型介護予防サービスの種類1件につき 7,000円

備考 「地域密着型サービス」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」又は「地域密着型介護予防サービス」とは、それぞれ法第8条第14項若しくは第21項又は法第8条の2第14項に規定する地域密着型サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は地域密着型介護予防サービスをいう。

別表第3

(平24条例24・追加)

種別	手数料
1 介護老人福祉施設の指定申請手数料	1件につき 30,000円
2 介護老人福祉施設の指定更新申請手数料	1件につき 15,000円
3 介護老人保健施設の開設許可申請手数料	1件につき 63,000円
4 介護老人保健施設の開設許可更新申請手数料	1件につき 15,000円
5 介護老人保健施設の変更許可申請手数料	1件につき 33,000円
6 介護療養型医療施設の指定更新申請手数料	1件につき 15,000円

(2) 尼崎市介護保険規則

平成12年3月31日

規則第40号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び尼崎市介護保険条例(平成12年尼崎市条例第22号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(特例居宅介護サービス費の額)

第2条 法第42条第1項の規定により居宅要介護被保険者(法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例居宅介護サービス費の額は、法第42条第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・一部改正)

(特例地域密着型介護サービス費の額)

第2条の2 法第42条の3第1項の規定により要介護被保険者(法第41条第1項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例地域密着型介護サービス費の額は、特例地域密着型サービス又はこれに相当するサービスについての法第42条の3第2項の規定による費用の額の100分の90に相当する額とする。

(平18規則44・追加)

(特例居宅介護サービス計画費の額)

第3条 法第47条第1項の規定により居宅要介護被保険者に対して支給される特例居宅介護サービス計画費の額は、同条第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・一部改正)

(特例施設介護サービス費の額)

第4条 法第49条第1項の規定により要介護被保険者に対して支給される特例施設介護サービス費の額は、同条第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・一部改正)

(居宅介護サービス費等の額の特例)

第5条 法第50条の規定により読み替えて適用される同条各号に掲げる規定により本市が定める割合は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第83条第1項第1号に規定する損害の程度又は同項第2号から第4号までに規定する収入の減少の程度を勘案して、市長が別に定める。

(特例特定入所者介護サービス費の額)

第5条の2 法第51条の3第1項の規定により特定入所者(法第51条の2第1項に規定する特定入所者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例特定入所者介護サービス費の額は、法第51条の3第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・追加)

(特例介護予防サービス費の額)

第6条 法第54条第1項の規定により居宅要支援被保険者(法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例介護予防サービス費の額は、

法第54条第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・一部改正)

(特例地域密着型介護予防サービス費の額)

第6条の2 法第54条の3第1項の規定により居宅要支援被保険者に対して支給される特例地域密着型介護予防サービス費の額は、特例地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスについての同条第2項の規定による費用の額の100分の90に相当する額とする。

(平18規則44・追加)

(特例介護予防サービス計画費の額)

第7条 法第59条第1項の規定により居宅要支援被保険者に対して支給される特例介護予防サービス計画費の額は、同条第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・一部改正)

(介護予防サービス費等の額の特例)

第8条 法第60条の規定により読み替えて適用される同条各号に掲げる規定により本市が定める割合は、省令第97条第1項第1号に規定する損害の程度又は同項第2号から第4号までに規定する収入の減少の程度を勘案して、市長が別に定める。

(平18規則44・一部改正)

(特例特定入所者介護予防サービス費の額)

第8条の2 法第61条の3第1項の規定により特定入所者に対して支給される特例特定入所者介護予防サービス費の額は、同条第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・追加)

(保険料端数金額の合算)

第9条 条例第5条第1項の各納期又は同条第2項の規定により定められた各納期に納付すべき保険料の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を最初の納期に納付すべき保険料に合算する。

(保険料額の決定通知)

第10条 条例第7条の規定による保険料額の通知は、介護保険料決定通知書又は介護保険料変更通知書により行う。

(保険料の減免等)

第11条 条例第8条に規定する災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認められるときは、省令第83条第1項各号に掲げる特別の事情があるときその他市長が特に必要があると認めるときとする。

(保険料の減免等の申請)

第12条 条例第8条の規定により保険料の減免又は徴収の猶予(以下「減免等」という。)を受けようとする者は、介護保険料減免・徴収猶予申請書にその理由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を申請者に通知する。

(減免等の取消し)

第13条 市長は、減免等を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、これを取り消すことができる。

- (1) 資力その他の事情が変化したため減免等を受けることが不適當であると認められるとき。
- (2) 虚偽の申請その他の不正行為により減免等を受けていたとき。

2 市長は、前項の規定により減免等を取り消したときは、減免等により支払を免れた額又は徴収を猶予された額を一時に徴収するものとする。

(過誤納金の取扱い)

第14条 市長は、過納又は誤納となる徴収金(以下「過誤納金」という。)があるときは、遅滞なくこれを還付するものとする。

2 市長は、前項の規定により過誤納金を還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付すべきこととなった徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、過誤納金をその徴収金に充当する。

3 市長は、前項の規定により充当したときは、その旨を当該納付義務者に通知する。

(第三者の行為による損害等の届出)

第15条 被保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合においては、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(介護保険徴収職員証)

第16条 介護保険料その他法の規定による徴収金の滞納処分に係る質問、検査又は搜索の職務に従事する職員は、これらの職務を行う場合は、その身分を示す証明書(別記様式)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平 23 規則 27・追加)

(施行の細目)

第17条 この規則の規定による申請書その他の様式等条例の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

(平 23 規則 27・旧第 16 条繰下)

付 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成18年3月30日規則第44号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第3条の改正規定、第4条の改正規定及び第5条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 27 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

(平23規則27・追加)

(表面)

第 号		介護保険徴収職員証		5.2 センチ メート ル
顔写真	所属 氏名 平成 年 月 日 尼崎市長 印			
7.4センチメートル				

(裏面)

- 1 本証は、介護保険料その他介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による徴収金の滞納処分に係る質問、検査又は搜索の職務に従事する際には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証を紛失し、又は毀損したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(3) 尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

平成24年12月21日

条例第52号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準その他介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号。以下「改正法」という。)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第26条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)における用語の意義による。

(指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)

第3条 法第42条第1項第2号の条例で定める基準並びに法第74条第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項から第8項までに規定するもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 指定居宅サービス事業者及び基準該当居宅サービスの事業を行う者(以下「指定居宅サービス事業者等」という。)は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供しなければならない。
- 3 指定居宅サービス事業者及びその指定居宅サービスの事業を行う事業所の管理者並びに基準該当居宅サービスの事業を行う者及び当該事業を行う事業所の管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員並びに暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第7条に規定する公安委員会規則で定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)であってはならない。
- 4 指定居宅サービスの事業を行う事業所及び基準該当居宅サービスの事業を行う事業所(以下「指定居宅サービス事業所等」という。)は、その運営について、暴力団対策法第2

条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等(以下「暴力団等」という。)の支配を受けてはならない。

- 5 指定居宅サービス事業者等は、省令の規定(規則で定めるものに限る。)による評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 指定居宅サービス事業者等は、省令の規定(規則で定めるものに限る。)に規定する研修(以下この項において「研修」という。)の実施計画をその指定居宅サービス事業所等の従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該従業者の計画的な育成に努めるものとする。
- 7 指定居宅サービス事業所等の従業者は、利用者に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。
- 8 指定居宅サービス事業者等は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその指定居宅サービス事業所等の管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該指定居宅サービス事業所等の従業者に周知される体制を整備すること。
 - (3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及びその指定居宅サービス事業所等の従業者に対して研修を行うこと。(指定介護予防サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)

第4条 法第54条第1項第2号の条例で定める基準並びに法第115条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 前条第2項から第8項までの規定は、指定介護予防サービスの事業及び基準該当介護予防

サービスの事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(法第70条第2項第1号の条例で定める者)

第5条 法第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第126条の4の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(法第78条の2第1項の条例で定める数)

第6条 法第78条の2第1項(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める数は、29以下とする。

(法第78条の2第4項第1号の条例で定める者)

第7条 法第78条の2第4項第1号(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護保険法施行規則第131条の10の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準)

第8条 法第78条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準(以下これらを「指定地域密着型サービス事業基準」という。)は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項から第8項までの規定は、指定地域密着型サービスの事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、法第78条の2第1項の規定による市長の指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所が本市の区域外にある場合における当該事業所に係る指定地域密着型サービス事業基準は、当該事業所の存する市町村が定める指定地域密着型サービス事業基準のとおりとする。

(法第86条第1項の条例で定める数)

第9条 法第86条第1項(法第86条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める数は、30以上とする。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準)

第10条 法第88条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、次項に

規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第1条の2第2項及び第3条第1項第1号イただし書に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第3条第1項第1号イ中「1人」とあるのは「1人(市長がやむを得ない事情があると認める場合は、4人以下)」と、省令第37条第2項(省令第49条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは「5年間」とする。

- 2 第3条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は指定介護老人福祉施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(介護老人保健施設の人員、設備及び運営の基準)

第11条 法第97条第1項の条例で定める施設、同条第2項の条例で定める員数及び同条第3項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第1条の2第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第38条第2項(省令第50条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 第3条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は介護老人保健施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は介護老人保健施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(法第115条の2第2項第1号の条例で定める者)

第12条 法第115条の2第2項第1号(法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護保険法施行規則第140条の17の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(法第115条の12第2項第1号の条例で定める者)

第13条 法第115条の12第2項第1号(法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護保険法施行規則第140条の27の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準)

第14条 法第115条の14第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、

設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 第3条第2項から第8項まで及び第8条第3項の規定は、指定地域密着型介護予防サービスの事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準)

第15条 旧法第110条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成24年厚生労働省令第10号)第1条の規定による廃止前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号。以下「省令」という。)に定める基準(省令第1条の2第2項に規定する基準を除く。以下「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第36条第2項(省令第50条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 第3条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は指定介護療養型医療施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(4) 尼崎市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

平成21年3月16日

条例第10号

(設置)

第1条 介護従事者の処遇改善を図ることを目的とする介護報酬の改定に伴う介護保険料の急激な増加を抑制するための措置(以下「抑制措置」という。)を円滑に実施するため、尼崎市介護従事者処遇改善臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金として積み立てる額は、尼崎市特別会計介護保険事業費歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金への編入)

第5条 基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、次に掲げる場合に限り、処分することができる。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第9条第1号に規定する第1号被保険者に係る抑制措置のための財源に充てるとき。
- (2) 抑制措置に関する広報、介護保険料の賦課徴収に係る電子計算機処理システムの整備に要する費用その他抑制措置の円滑な実施に要する経費の財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

